
十日町市教育委員会 文化財課 年報 2

平成 9 年度 (1997.4～1998.3)

十日町市教育委員会 文化財課

はじめに

文化財を活かしたまちづくりに取り組む地方公共団体が、次第に増加してきています。高度成長期を過ぎ、不透明な時代を迎えて久しい現代の反映なのでしょう。しかし、よく考えてみれば、私たちの祖先が長い歴史の中で作り出し、育み、伝え、残してくれた大切な文化財を活かして行くことは当たり前のことであり、これからの時代の趨勢です。こうした認識に立つとき、私たち文化財課の立場と責務が見えてきます。

今、課の重点事業『笹山遺跡発掘調査報告書』の作成作業も、本年秋の刊行を目指して順調に進んでいます。しかし、今後引き続き、手付かず状態にある多くの遺跡の発掘調査報告書を、順次刊行して行かなければなりません。これを始めとして、文化財の保護と活用全般にわたる文化財課の仕事は、真の意味で「文化財を活かした」新たな時代を切り開き、行動を展開していくための基礎となる大切な作業ということとなります。

十日町市は、平成9年に市文化財保護条例施行25周年を迎えました。文化財課でも「十日町の文化財展」など記念事業を開催しましたが、この文化財課年報2号も、25周年記念号として位置づけました。四半世紀を区切りとして、更なる次の時代を見据えた文化財行政に取り組んで行く覚悟を披瀝し、活動の指標となれればと考えたからです。

巻頭に、新潟県と市の文化財保護審議会会長を務める竹内道雄先生から玉稿を頂戴したのを始め、国・県の文化財保護審議委員でもある西川新次先生や市文化財保護審議委員須藤重夫先生のお手も煩わせました。各先生方に厚くお礼申し上げます。

お蔭さまで、今年もこうして文化財課の年報をまとめることができました。ここに、年間活動や事業の実績を報告し、従前にも増して皆様方のご指導・ご鞭撻を心よりお願い申し上げますとともに、職員一同、なお一層活動の充実を図り、課の方針に謳った「地域文化の向上に資するため」の努力を続けてまいる所存です。

平成 10 年 3 月

十日町市教育委員会

文化財課

目 次

はじめに	1
目次・例言	2
《特別寄稿》	
市文化財保護条例施行25周年にあたって	竹内道雄 3
I. 運 営	
1. 市指定文化財の指定候補物件と今後の文化財指定について	7
2. 予算と決算	10
3. 文化財保護審議会の経過	12
II. 指定文化財	
1. 新指定文化財－平成9年度の指定状況－	13
2. 指定文化財の保存・管理等	15
III. 埋蔵文化財	
1. 発掘調査概要 2. 試掘調査概要	17
3. 普及事業の概要	20
IV. 調査・研究	
1. 調査報告 佛像調査報告 I	西川新次 21
2. 研究報告 文書資料の管理と活用－パソコン を利用した資料検索の試み－	丸山克巳・佐野芳隆 26
3. 資料紹介 十日町市出土のスタンプ形土製品2例	石原正敏 30
安政5年の俳句集『越の花』.....	須藤重夫 34
V. その他	
『笹山遺跡発掘調査報告書』刊行事業について.....	35
教科書などに取り上げられた資料	38
資 料	
附：市内遺跡一覧	40
附：指定文化財一覧	43
附：規則・様式例	44
あとがき	56

《例 言》

1. 本書は、十日町市教育委員会文化財課の平成9年度を中心とした活動記録である。
2. 本書の構成は、文化財課の業務を大まかにI. 運営、II. 指定文化財、III. 埋蔵文化財、IV. 調査・研究、V. その他の5つに分類し、それぞれの内容を適宜、該当箇所に振り当てた。
また、巻頭に県・市文化財保護審議会会長竹内道雄氏から玉稿を賜った。
3. 本書の原稿は、文化財課（博物館）職員がそれぞれ担当を決めて執筆し、末尾に担当者名を記した。
ただし、付録の巻末資料は規則様式を除き編集担当者が作成した。また、資料紹介2は市文化財保護審議会委員須藤重夫氏のお手を煩わせた。さらに佛像調査報告は、慶應義塾大学名誉教授西川新次氏の調査報告書を許可を得て掲載した。
4. 提出された原稿は、できるかぎり原文を尊重した。従って元号と西暦の使用、用字・用語の統一等には特に意を用いなかった。ただし、内容、表記等については執筆者の了解を得て編集者が修正したものもある。
5. IV. 調査・研究は、紀要的内容に鑑み記名原稿とした。
6. V. その他には、文化財課が重点的に取り組んでいる笹山遺跡報告書作成の進捗状況と、文化財関連として十日町市博物館の資料活用例を掲載した。
7. 本書の制作・構成・編集は、竹内俊道が担当し、石原正敏、菅沼 亘がこれを輔けた。

市文化財保護条例施行25周年にあたって

十日町市文化財保護審議会会長 竹 内 道 雄

市文化財保護条例施行25周年にあたって、施行以前から文化財に関心を持ち、その保護・調査・研究を念願しつつ現在に至っている者の一人として、当時を回想しまことに感慨無量なものを覚える。

私はその頃から妻有の鎮守として郷土の文化財を多く所蔵している古刹四日町の神宮寺を運命的に管理・運営せざるをえない立場にある。

昭和45年（1970）に「十日町都市計画用途地域指定構想」が公表された。現在の市の市街地開発事業は基本的には全てこの構想にもとづいて推進されている。何の予備知識も持たない当時の私にとってこの発表は大きな衝撃であった。

そのころ日本全体のマスコミに報道される大きなニュースは公害問題であり、この年1970年の「朝日新聞」による「科学技術の10大ニュース」のトップは「新顔の公害続発」であった。その中の具体例としてあげられた1つが光化学スモッグで、その記事は「7月18日、東京・堀ノ内の高校生がバタバタと倒れた。車の排気ガスに含まれる炭化水素、窒素酸化物が、太陽の光で毒物に変わった。工場の煙の亜硫酸ガスが、太陽光と空中の水蒸気で硫酸ミストとなった」という推定。光化学スモッグが、はじめて広く「光、を浴びた」というものである。

私の受けた衝撃は、ここで報道されたような特に車の排気ガスによる深刻な公害が、この用途地域指定の構想によるバイパス、市街道路の敷設によって遠からずこの地域にも発生するという危機感からである。しかもその構想の一環である下島のバイパス道路等が神宮寺境内地・山林の一角を過り、「観音の森」のすぐ近くに計画予定されていたのである。このことを知って「この計画がそのまま実施されればいずれ「観音の森」が枯死する」と訴える先住の父の憂慮を契機に、私は公害から「観音の森」の諸文化財を守ることを軸に、さらには郷土妻有の文化財・文化遺産を守らなければならない、妻有の文化財・文化遺産を守ることの重要性、大切さを市行政に訴えてゆかねばならないという決意を固めたのである。そのためおこがましくもこれまで蓄積してきた学問の全てを郷土の文化財保護に捧げようなどと考えた

ことである。

こうして私は、まずこの年の8月22日、十日町市商工会議所ホールにおいて行われた都市計画用途地域計画の公聴会に出席して意見を公述すると共に次の様な「意見の要旨及びその理由」書を提出した。

〔意見1〕特に神社・寺院・教会・学校・託児所などの宗教的聖地および教育的環境が侵されないよう十分に配慮されたい。

〔理由〕物質的生活が豊かになり、精神生活・人間形成の充実が急務となりつつある今日、その中心となる地域が公害に侵されることは、将来の市の健全な発展の為にも許されるべきことではない。

〔意見2〕将来の道路建設の実施また工場誘致などに当っては、史跡・文化財および自然の景観などを事前に調査し、これらを永久に保存する見地に立って実行するよう十分に考慮されたい。

〔理由〕史跡・文化財および自然の景観は国の宝であり、これらを保存することは市民の文化的情操に寄与することであり、歴史的見地から物心両面の健全な生活を保持する所以でもある。

以上の意見と理由書を今読んでみると、特に新しいことでもなく、極めて当たり前のことに思われる。しかし当時の私にとっては、これらの意見と理由を公聴会に臨んで述べることは、相当の思索的努力と勇気の要ることであった。幸い私のこの公述に対して、「十日町新聞」（昭和45年8月25日）は「社説都市計画用途指定の問題点」の中で、次のように私の意見に賛意を表して論じられたのである。

自然破壊せず文化財の保存を――最後に竹内道雄氏の指摘していた史跡や自然の景観、神社、佛閣、文化財保存など市民の文化的情操を育てることを軽視してはならない。寺院や神殿は住民の精神的なよりどころである。自然環境もそうである。いかに都市開発だとか、工場誘致だからと言って、我々の先祖がのこし守ってきた宗教的な霊場や名所旧跡をブルドーザーで破壊してしまつては、とりかえしがつかない。用途地域指定の際にはもとより、今後の都市計画の推進に当たっても注意深く文化遺産の保存につとめなければならない。やは

り景観や風致に恵まれた環境を教育的な面で生かすことを忘れては都市開発も何もない。

この社説は私にとって、前に公述した「意見」「理由」にさらに敷衍して代弁してくれた感があった。

私はこの社説に勇気付けられ、私のやるべき当面のこととして、公害から“観音の森”“神宮寺”を守るためには、公的な文化財として指定してもらい、法的に守ってゆく以外にはない、という見解のもとに、本格的に神宮寺文化財の学術的調査・研究をやってみようと決意した。その結果、幸運にもこの方面に堪能な師友のご指導とご尽力により、まず神宮寺本尊三佛像について事前に調査することができ、それらが指定文化財として価値あることが略ぼ判明した。こうした事前の調査・準備の上に立って、写真・諸史資料等書類を整え、市・県そして文化庁の当局にまで出向いて指導を仰ぎつつ公的に文化財調査の申請をしたのである。

こうしてその後、市・県から正式の調査団が来山して調査が実施された。このことは当地方の文化財行政の上で初めてのことであるので後世の参考のためにその概略を次に記し留めておきたい。

▷昭和45年10月19日、十日町市の月岡健二教育長、樋熊徹社会教育課長、田村達夫社会教育主事、郷土史家佐野良吉・上村政基両氏などによって本尊三佛像の調査実施。

▷同年同月23日、中央大学教授森克己博士来山調査、貴重なご教示を受ける（神宮寺の成立と日唐文化交流との関係等）。

▷同年11月10日、新潟県の宮栄二社会教育課参事、反町十郎文化財審議委員長、羽下修三同審議委員及び前記十日町市関係担当者などによって調査実施。

▷同年12月14日、副住職（筆者）文化庁に出張、西川新次美術工芸課長、石田尚豊文化財調査官に指導を受ける。

▷昭和46年2月13・14日、元奈良美術院次長辻本干也佛師、新潟県社会教育課近藤忠造主事によって第三次の詳細な調査実施。

以上の第一次から第三次に亘る調査は、神宮寺にとっては未曾有のことで、千年の秘佛の公式調査であったから、調査員はむろんのこと、住職・世話人・出入衆など協力一致して真剣に事にあたり緊張の連続だった。この調査の実施については、朝日新聞新潟版（45・11・6）、越路新報（45・11・13）、十日町新聞（45・11・15）サンケイ新聞（46・2・22）

等によって大々的に報道された。

こうして46年（1971）3月26日、新潟県文化財審議委員会は全員一致で本尊観世音の県文化財指定を決定、県に答申し、4月5日、これを発表、翌6日、一斉に報道された。かくて4月13日、官報に告知、本尊は「木造十一面千手観音立像」として正式に新潟県文化財に指定されたのである。

さて以上のような経緯を経て、神宮寺本尊観世音は県の文化財に指定されたのだが、それからがまた大へんだった。というのは、本尊観世音は脇侍広目・毘沙門二天王と共に12世紀作の平安佛であって長い歴史の風雪に晒されて腐蝕甚だしく、ために指定の前後に復元修理することが、指定の条件であり約束であったからである。こうして県・市と地元の浄財の助力のもとに佛像の解体復元修理を行うことになった。昭和47年（1972）6月18日、本尊木造十一面千手観音立像と脇侍伝木造広目・毘沙門二天立像の三佛像は神宮寺を出発して奈良市の東大寺大佛殿の後方にある辻本干也佛師の工房に送られた。ここで辻本佛師の手によって解体復元修理が行われ、同年10月20日無事帰還した。翌48年6月17・18・19日の3日間記念の開眼供養大法要会と秘佛の公開が行われた。この法要会には春日由三市長を始め、前記文化財関係者、一般信徒等約500人が参会し、法要会を中に挟んだ3日間の本尊三佛像の公開には延約2,000人の拝観者があった。

以上、妻有神宮寺の本尊観世音が新潟県文化財に指定され、その後、奈良市の辻本干也佛師の工房で復元修理成って帰還し、再び安置されるに至るまでの経緯を略述した。これらのことどもは、妻有の文化史・宗教史に残る画期的な歴史的事業であった。

さて辻本干也佛師の工房で佛像の解体修理が行われた際、広目天の背板裏面に応安三年（1370）2度目の伽藍造営と佛像修理がなされ、この時天福山神宮禅寺と称していたことの墨書銘が発見されたことも加わり、47年11月28日、神宮寺境内地、山林、建造物等が十日町市の史跡文化財に指定され、49年（1974）2月28日、修理成った広目・毘沙門二天王が木造四天王立像二軀一伝広目・毘沙門二天王立像として新潟県文化財に昇格指定された。その後少し下って平成3年（1991）3月29日、観音堂・山門二棟の建造物が新潟県文化財に指定されたのである。

こうして当妻有神宮寺の佛像、伽藍、境内地及び山林は、県・市の文化財に指定され、法によって保

護されることになったのである。顧みると、公害から「観音の森」、「神宮寺」の文化財を守ろうと決意しその運動を開始した昭和45年（1970）の夏から平成3年（1991）3月、観音堂・山門二棟が県文化財に指定されるまで前後20余年の歳月を要したわけである。この間には、上記の文化庁・新潟県・十日町市の文化財担当の方々、森克己博士、辻本千也佛師を始め多数にわたる地元信徒たちの献身的な調査・研究・指導・奉仕の活動があった。また文化財指定後は立教大学中川成夫教授を団長とする学生主体の調査団により総合的かつ明細な学術的調査があった。以来4半世紀が過ぎた今日、物故者も多く数えられる中、関係者の全ての方々に対して改めて心から感謝の念をささげるものである。

就いて当時この神宮寺文化財保護運動にゆかりのあった名士達から、このころの妻有地方一般の文化財に関する認識や文化財保護に対する教訓等について、今日において生かすべき示唆に富む言葉を多く戴いたが、そのうちの記録に残っているものを紹介して、今後の文化財保護のための参考に供したい。

◎亘四郎新潟県知事 ○「十日町にこんな立派な文化財があるとは知らなかった。（島田県議に）この前十日町へ行った時になぜ教えてくれなかったの、今度行った時は案内してもらおうよ。」（S.46.8.30.県庁知事室における補助金交付の陳情のとき）

◎春日由三十日町市長 ○「いや、皆さん、ご苦労さま。こういう陳情（文化財を守ることに十分配慮してほしいという陳情）ならいくらあってもよいね、大歓迎だ。」（S.46.7.26.市長室における陳情書提出、文化財保護の協力要望のとき）

○「ご本尊三佛像は、実に7・8百年という気の遠くなるような長い歴史の風雪に耐えてこられた貴重な文化財です。これまで文化財保護のさきがけになって来られた地元の皆さん、今後とも文化財保護運動の模範になるよういっそう頑張ってください。」（S.47.6.17.観音堂における本尊三佛像修理のため奈良へ出発の前日、開眼戻し法要会の時の挨拶）

◎辻本千也佛師 ○「ご本尊三佛像を奈良に送られて皆さんはお淋しいでしょうが、私の心は皆さん以上に苦しいのです…。どうか暫くの間、私にお任せ下さい。」（開眼戻し法要会の時の挨拶）

○「私はこれまで3千体余りの佛像を修理しましたが、こんなに気持ちよく仕事をさせてもらったことは初めてです。お観音様にあがった新米が送られて

きて、これを工房の御佛像の宝前にお供えするときは感動のあまり手がふるえました。皆さんの厚い信心が肌に感ずる思いでした。私は外国に行ってもこのことを忘れることなく折にふれて語り伝えたいと思います。」（S.47.10.20.本尊三佛像修理成って帰還安置された時の挨拶。一辻本佛師はこのあと佛像修理のためインド・アメリカに渡られた。）

○「お観音様をお守りするということは森を守ることです。森を守るということは地下水を守ることです。これは収蔵庫を作るより大事です。」（同上）

◎竹内道宗神宮寺住職 ○「ご本尊観世音菩薩が新潟県の文化財に指定された昭和46年（1971）4月13日の前後から今日までのことを顧みますと、まことに夢のように思われますが、皆さんを始め関係者の方々のご尽力・ご助力のお陰と感謝・報恩の念つきないものを覚えます。それとともに、これは人間わざではなく、そこに目に見えない観音の妙智力を感ずるのでございます。例えば、ご本尊を文化財に申請して指定を受けるまでには相当の年月を要するというものでしたが、申請・調査の後、わずか半年にして指定が決まったこと、また指定が決まったあとご本尊三佛像の復元修理ともなれば最低1カ年を要するといわれていたのですが、奈良にお送りしてからわずか4カ月で修理が完了したことなどがそれであります。しかしこのことは、現実的に考えてみますと、全てここにご参詣の皆さんの厚い信仰とご熱意のお陰なのでございます。即ち皆さんの信仰と熱意がそのまま観音の妙智力となり、それが文化財関係のあらゆる人々を感動させて全ての仕事を早めさせたのでした。…」（S.48.6.17.本尊三佛像復元修理記念開眼等大法要会の時の挨拶）

さてこのようにして神宮寺が文化財に指定されたことを契機にして、郷土全域にも文化財に対する関心が高まり、十日町市においては、昭和46年12月議会に文化財保護条例が提出されて制定し、翌47年4月から施行されるに至った。その後この条例に基づいて文化財調査審議会が成立し、山口賢俊・中川成夫・竹内道雄・樋熊清治・山内軍平・滝沢栄輔・佐野良吉の諸氏が審議委員を委嘱され、山内氏が委員長に互選された。当初審議会では文化財指定規準として(1)学術的・芸術的・技術的価値が高いもの、(2)郷土の歴史・風土と深い関わりのあるもの、(3)長い歴史の風雪に耐えて現在に至っているものの3条件が揃っていることが申し合わされた。この規準は基

本的に現在に引き続がれている。審議会は凡そ年4回平均行われ、文化財指定候補物件の諮問に応じて審議答申を続け、その間、会の名称も文化財保護審議会と改められ、委員のメンバーも移動が生じているが、会議はその都度、議題に対して、委員各自蘊蓄を傾け、大所高所から忌憚のない意見を述べあつて行われ、文化財行政の推進に鋭意努力を続け現在に至っている。

市の文化財保護条例が施行されてから4半世紀の間に、妻有地方の各方面、各分野において、考古学的、歴史的、民俗的な遺跡・遺物等の文化財の積極的な調査・発掘が行われて各地で反響を呼んでいる。特に開発・圃場整備が進むに従い、中条笹山遺跡における縄文文化の代表ともいべき華麗な火焰型土器の出土を頂点に、今や原始古代の妻有文化は、一躍日本歴史全体の中に位置付けられようとしている。この辺の詳細については、平成8年度『文化財課年報1』及び本誌の外の論考に譲りたい。

以上十日町市の文化財保護条例施行25周年にあたって、その施行当初を顧みて、条例施行の契機となった「十日町都市計画用途指定構想」、そしてそれをめぐる文化財保護運動のさきがけとなった神宮寺文化財保護運動に照明をあてて回想をめぐらした次第である。

思うに文化財は我々先祖の最高の英知の結集であり、いのちの凝結である。生命の現実的有限性を悟った先祖の人々が自己の永遠の生命と夢を託して遺してくれた物心一如の所産、それが文化財である。その中には先祖の人々の夢が託されている。同時にそれは有限なる生涯を真剣に生き抜こうとする現在の私どもの夢に繋がるものである。来るべき21世紀がどうなるかは、全て現在に生きている私どもの精神・思维とそれにもとづく夢にかかっている。私はせめて、これまで日本がとってきたような経済優先の意識を改めて文化・精神優先の意識を持ち、教育・文化財保護を重視する文化行政により力点をおく政治が行われるよう望んでやまないものである。

郷土妻有においては、大局的には、現実に関心の高まっている里創プランプロジェクト等の中に、埋蔵文化財を含めた文化財の遺跡・遺物をよりよく保護、活用し、摂取する英断を行政の基本とすること、また文化財保護の各分野、細部においては、各市町村史編さんの過程で発見されたものを含め、埋もれている絵画、書籍・典籍、彫刻、工芸品などの有形

文化財の悉皆調査を行って、指定候補物件として整理し纏めることなどが当面の課題といえよう。それと共に、十日町市民を中核とした郷土の人々に、文化財の人間生活における必要性・重要性を自覚してもらう啓蒙運動を不断に推進・展開してゆくことが期待される。そして先祖の遺してくれた有形・無形の文化財を学ぶことによって、先祖の人々の生活を偲び、その歴史を考えるなどして、より豊かな精神生活を営み、有意義な楽しい人生を送ってもらうことを希うものである。

私も文化財保護条例施行25周年を迎えるにあたり、往時を回想しつつ引き続き、文化財課・博物館関係の各位と一緒に、郷土妻有の文化の健全な発展に微力を捧げたいものと念願するものである。自然破壊、地球温暖化が世界的規模で進展し、それらを防止しようとする国際会議が昨年の暮れに京都で開かれたが、こうした世界史的発展の最中における文化財の保護は、世界の文化遺産が決められつつある現状を眺めても、まことに地球の将来を決めるほどの重要な意味を持っている。しかし開発を最高の価値として進められてきたこうした方向の歴史の歯車を止めることは容易ではない。私の神宮寺文化財保護運動の切っ掛けとなり、市の文化財保護条例施行の契機ともなった冠頭で述べた4半世紀余り前の「十日町都市計画用途指定構想」の実進捗が如実にこのことを物語っている。あの当時、学術論文まで書いて世に問い、路線の修正変更を訴えたが、下島のバイパス敷設計画は殆ど変更することなく当初計画通り開通の方向で進んである。世界は緑の保全が叫ばれているのに、樹木の伐採が道路の拡幅優先によって目立ち、昔の農村の景観が失われたのは残念の極みである。かつて教育の現場にあった筆者は、若い学生が「自然や文化財の現状を維持することが改革である」と言ってくれた声を卓見として想起することである。

しかし私があの当時、公害による枯死を最も憂慮した“観音の森”の文化財は、下島圃場整備との関わり合いのもとに、“大井田の郷づくり”大井田公園形成の一環として新しい地域興しの起爆剤の役割を果たそうとしている。まことに歴史を回顧し感慨新たなるものを覚える。そして往時公聴会において公述した「意見」「理由」と「十日町新聞」の社説は今こそ復活させて、進展している現在の運動の原点に据えるべきであるとしみじみ思うことである。

I. 運 営

1. 市指定文化財の指定候補物件と今後の文化財指定について

はじめに

現在十日町市には、3件の重要文化財と7件の県指定文化財及び26件の市指定文化財がある（平成10年3月31日現在・巻末資料指定文化財一覧参照）。数だけでいえば、新潟県内20市中9番目であり、中位に位置している。特に、昭和の末年から平成になって年1～2件のペースで市指定文化財を指定してきているほか、民具資料の重要有形民俗文化財指定や考古資料の重文指定が重なり、平成2年の文化財課独立もあって、内容が充実してきたような感を受ける。しかし、市内にはまだまだ長い歴史の中で育まれ、今に伝えられてきた貴重な市民の財産も多い。

本稿では、こうした指定候補ともいうべき文化財を紹介し、今後の文化財指定への方向についての展望などを述べることにする。また、登録文化財制度という新しい文化財保護の仕組みの導入を柱とした文化財保護法の一部改正が平成8年10月から施行されたが、このことについてもついても若干触れてみたい。

1. 指定文化財の内訳

最初に、現在指定されている十日町市の文化財を内容別にみると次のようになる。

内 訳	国指定	県指定	市指定	合計
建 造 物		1	2	3
絵 画		1	1	2
彫 刻		2	1	3
工 芸 品			3	3
考 古 資 料	1		2	3
歴 史 資 料			1	1
有 形 民 俗	2	1		3
無 形 民 俗			4	4
史 跡		1	5	6
名 勝			1	1
天然記念物		1	6	7
合 計	3	7	26	36

これみると、各分野にわたりそれぞれ指定文化財あり、ある程度バランスがとれた指定となっているように見える。しかし、美術工芸品のうち書跡、典籍、古文書に当市では指定物件はなく、無形文化財、伝統的建造物群もない。後者については、地域の歴史的背景や経緯もあってやむを得ない感があるが、前者については、市史編纂の成果もあり、今後視野に入れて検討していかなければならないであろう。

2. 主な指定候補物件

現在、指定候補物件として検討されているものに、越後アンギン技術と笹山遺跡の追加指定がある。前者は各地の縄文遺跡から断片が出土して以来、原始の布として近年脚光を浴びている編布で、この地方にのみ実物と技法が伝えられ残されてきた布である。十日町市博物館と文化財課では、この技術を保存・伝承しようと有志で越後アンギン伝承会を組織し、技術保存に取り組んでいる。また、後者は、あのすばらしい火焰型土器多数を含む重文「笹山遺跡出土品一括」が出土した笹山遺跡の史跡指定で、前回地主の同意を得られなかった部分の追加指定である。越後アンギン技術は技術的向上が、笹山遺跡は地主の同意が課題となっていて、ただちに指定に持っていくまでには至っていない。

次に、いままでに候補として上げられた物件について順次列挙して行くことにする。

■有形文化財

- *建造物 来迎寺愛宕堂（川原町）
観泉院本堂（土市）
原の天満宮（下条原）
縮間屋巾治邸宅（川原町）
旧滝文本社建物（本町1）
- *絵画 関口雪翁画・屏風（個人蔵）
関口雪翁自画像（個人蔵）
格天井絵（四日町神宮寺ほか）
- *彫刻 長泉寺千手観音像他（中条上町）
宝泉寺十六善神像他（吉田小泉）
神宮寺山門阿弥陀如来像（四日町）

牧脇観音堂聖観音像（水沢新宮）

（慶應義塾大学名誉教授）

- * 工芸品 長楽寺開山伝来七条袈裟（吉田高島）
宮本茂十郎手織りの裂（織物組合）
- * 書跡 関口雪翁墨跡・屏風（個人蔵）
- * 典籍 候補なし。
- * 古文書 市史資料。具体的検討なし。
- * 考古資料 伊達八幡館跡出土品（博物館）
幅上遺跡出土品（博物館）
- * 歴史資料 神宮寺観音堂等俳句献額（四日町他）
八幡神社の算額（水沢）
検地帳（太子堂、北鐙坂、六箇、
大黒沢・小黒沢）

■無形文化財 演劇、音楽、工芸技術等
候補なし。

■民俗文化財

- * 有形民俗 信濃川の魚撈具（博物館）
川治の風神様（川治中町）
智泉寺の庚申塔（昭和町）
- * 無形民俗 天神囃子（市内各地）
語り物（市内各地）
小正月行事（市内各地）
越後アンギン編み技術

■記念物

- * 史跡 新座城跡（新座）
琵琶懸城跡（城之古）
歴史の道・善光寺街道（市内）
笹山遺跡追加（中条上町）
- * 名勝 候補なし。
- * 天然 小牧社の大ケヤキ（太田島）
- 記念物 名ヶ山の鶴沼池（名ヶ山）
野中の機織り池（六箇）
エチゴルリソウ（飛渡・下条地区）

以上は、文化財保護審議会で指定候補として話題にのぼった物件である。

文化財課では、平成2年から市史編さん室との協力したり、課単独でいくつかの物件について基本調査を行ってきた。主な調査を上げると、

- 平成2年 佛像調査Ⅰ 西川新次先生
（山梨県立美術館館長）
- 平成4年 植物調査 石沢 進先生
（新潟大学教授）
- 平成5年 建造物調査 伊原恵司先生
（文化財建造物保存技術協会）
- 平成7年 佛像調査Ⅱ 西川新次先生

である。これらの調査をもとに幾つかの物件がここ数年指定されているのである。

ただ、この調査で指定の有力候補に挙げられながら、諸般の事情でいまだ指定に至らない物件もある。たとえば、佛像調査で確認された長泉寺千手観音像や宝泉寺十六善神像は、年代や様式、美術的価値から指定の候補とされながらも、保存状態が悪く修理の必要があることから除外されたり、エチゴルリソウのように植物調査により珍しい群生地として確認されながら、指定することがかえって、心ない人々による盗難や群生地環境の破壊に繋がることが懸念されるとして、議論の末見送りになった例もある。特に建造物では、近世当地方禅宗寺院の代表的建造物とみなされながら、近年中に屋根修理が予定されていて屋根形態が変わる可能性のある観泉院本堂や、江戸時代初期の貴重な建築物とされながら後世の改築が著しい来迎寺愛宕堂も、現在のところ指定の対象から外れている。

また、史跡としてリストアップされている城館跡は、遺跡破壊の進行や地権者の意向との調整の問題で指定に持ち込めないものもある。中世末の城跡である琵琶懸城跡などはその例である。

さらに、話題にはのぼっても、具体的には調査が進まないもの、無形民俗文化財として挙げられたもののよう、地域全般に分布していて対象が絞りにくいものもある。

3. 今後の文化財指定の方向

ところで、文化財課はここ数年、増大する埋蔵文化財発掘調査に追われてきた。この間数多くの遺跡を発掘調査し、膨大な出土物を抱え込んでいる。この中には貴重な遺物も数多く含まれており、その整理・研究がこれからの課題でもある。幸い、発掘調査急増の原因であつたりゾート開発や圃場整備事業も一段落し、平成10年度からは予算さえ認められれば、この出土資料の整理にも本格的に取り組まなければならない。

先の候補物件に上がった幅上遺跡は、縄文中期の大規模な遺跡で、造形的にも優れた火焰型土器を含む多くの出土物がある。伊達八幡館跡からは中世の佛具など貴重な遺物が出土して、専門家も注目している。また、平成8年発掘の野首遺跡も、大量の貴重な遺物が出土した縄文中期の大遺跡である。今の

ところこれらの遺跡の出土物については、整理が続けられているが、まだ報告書の作成に至っていない。わずかに野首遺跡の発掘調査概報が刊行されているのみである。

しかし、こうした遺物の整理が進み、順次報告書が刊行されるようになると、考古資料の指定が増加してくるであろう。

また、平成9年に刊行が完了した『十日町市史』編纂の過程で、数多くの資料・古文書・古記録が整理されている。候補物件にもある関口雪翁関係の資料や、地域文化の広まりを示す格天井絵画や俳句の献額なども指定候補物件として高い評価を受けることになると思われる。

4. 登録文化財制度について

登録文化財制度は、届出制と指導、助言、勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じて、指定制度を補完するために導入された制度で、有形文化財のうち建造物のみを登録の対象としている。

登録を満たす要件としては、原則として建設後50年を経過したもので、次の事項のいずれかを満たさなければならない。

1. 国土の歴史的景観に寄与しているもの。
2. 造形の規範となっているもの。
3. 再現することが容易でないもの。

主に近代の建造物がその対象として想定されるが、登録建造物に対する支援措置もある。この登録制度は、貴重な国民的財産である文化財を後世に幅広く継承していく上で、大きな役割を果たすものであり、登録建造物の活用によって地域の活性化が図られることが期待されている。

これを十日町市の場合でみると、例えば旧滝文本社などはこの制度に該当するのではないと思われる。ただ、十日町の場合は明治33年の大火の影響による近代初期建造物の消失や、高度成長期以後の急激な建築物形態の変化などもあって、該当する建造物は少ない。

しかし、登録制度は、指定を受けていない文化財について、登録することによって保護の糸口を確保し、当該文化財の所有者の意思を尊重しながら、その自発的な保護を期待する制度であるから、時代の要請に答えて出て来た制度といえるであろう。当市としてもこうした制度を活用し、一層の文化財保護と活用に取り組まなければならない。

むすびにかえて

以上、限られた紙面の中ではあるが、十日町市における文化財指定候補物件の簡単な紹介と、指定に至るまでの問題点、さらに、今後指定して保護すべき文化財についての方向とささやかな展望を試みた。また、登録文化財制度に関連して十日町市における文化財保護とその活用についても若干触れた。

言うまでもなく文化財は、地域の歴史、伝統、文化等の理解に欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。その適切な保存・活用により、歴史と文化の香る町、人間的な個性豊かな地域づくりにはどうしても必要なものであると考えなければならない。

文化財行政の一端に携わる職員として、文化財保護の一層の推進に力を尽くしたいと考えている。

(竹内俊道)

十日町市文化財保護条例施行25周年記念事業 「十日町の文化財展」と文化財保護研修会を開催



文化財展会場(5/17～6/8) 入場者2,105人(於博物館)



懇談会(3/12) 文化財所有・管理者、関係者31名参加

2. 予算と決算

平成9年度予算の概要と特徴

平成9年度文化財課の予算と決算は、下表の通りであるが、その概要と特徴について略述する。

支出内容は大別して、(1)一般経費、(2)文化財保護調査費、(3)埋蔵文化財関係経費となる。

(1)は文化財保護審議会を含む一般経費。(2)は埋文以外の文化財関係経費、補助金等である。そして予算の大部分は(3)が占めている。

平成9年度の主な特徴は、(3)の内で、笹山遺跡発掘調査報告書作成のために2千万円が計上されいる点である。2ヶ年継続事業の1年目だが、図版作成、原稿執筆、編集などの費用である。刊行は平成

10年9月の予定。笹山以後も逐次報告書を刊行して行く方針である。県営圃場整備関係予算が5千万円で今年も多額である。しかし、前年度予算の約2/3に減った。ただし、調査遺跡数はほぼ同じである。これには作業員の雇用賃金の他に調査概要報告書の印刷製本費、空撮、図化委託等の委託料が含まれる。又、市単の調査経費は、窮屈な予算となっているが、その中から年報経費を捻出している。

(2)では、県指定文化財保存修理事業に伴い、神宮寺観音堂・山門の茅屋根修理（6年継続の2年目）に補助金を計上している。

○歳入予算 (単位：千円)

1 8 款 諸収入		4 項 受託事業収入	3 目 教育事業受託収入
節	金 額	説 明	備 考
1. 遺跡調査業務受託収入	4 2 , 5 0 0	圃場整備事業遺跡発掘調査受託収入	国・県費

○歳出予算 (単位：円)

節	金 額	説 明
1. 報 酬	155	文化財保護審議会委員（7人）
7. 賃 金	41,261	臨時職員賃金 3,714 発掘調査人夫賃金 24,472 遺物整理人夫賃金 12,896 文化財保護人夫賃金 101 文化財調査人夫賃金 44 文化財整理人夫賃金 34
8. 報 償 費	570	発掘調査指導者謝礼 210 発掘調査協力者謝礼 30 遺物整理指導者謝礼 150 文化財調査研究謝礼 30 報告書作成指導者謝礼 120 報告書作成協力者謝礼 30
9. 旅 費	486	費用弁償 59 普通旅費 427
11. 需 用 費	8,537	消耗品費 5,882 燃料費 450 食糧費 41 印刷製本費 1,779 修繕料 385
12. 役 務 費	125	通信運搬費 70 手数料 11 保険料 44
13. 委 託 料	16,302	遺跡地形測量委託料ほか 6,725 発掘調査作業（遺物整理）委託料 1,035 土器実測作業委託料 6,090 石器実測用写真撮影委託料 2,452
14. 使用料及び賃借料	5,118	発掘用重機借上料ほか 4,159 発掘用自動車借上料 490 コピー使用料 420 携帯電話借上料 49
15. 工事請負費	400	指定文化財説明板設置工事
16. 原 材 料 費	275	遺構保存用原材料
18. 備品購入費	1,096	文化財資料 200 備品図書 70 パソコン一式ほか 826
19. 負担金補助及び交付金	1,260	指定文化財管理補助金 560 指定文化財保存修理事業補助金 700
27. 公 課 費	14	自動車重量税
合 計	75,599	

平成9年度予算執行状況

当初予算で5千万円を計上していた、県営圃場整備関係の発掘調査予算を、350万円減額した。これは、原田B遺跡の調査面積縮小と期間短縮による。又、伊達広域農道事業関係で200万円を追加補正した。更に赤倉神楽の伝統民俗芸能等後継者育成事業の県費補助金採用(3年継続)に合わせ、1/2の市補助金分を加算し256万円を追加補正した。

その他の事業では、ほぼ順調に予算を消化し、実績を上げることができた。特に、発掘調査報告を、概報ではあるが昨年に引き続き3冊刊行できたこと、文化財年報を継続して発刊できたことの意義は大きい。なお、遺跡試掘確認調査の多くは諸般の事情により翌年度送りとなった。新年度に、国・県補助金交付を受けて実施する予定である。

(竹内俊道・石原正敏)

○歳入決算(見込)

(単位:千円)

13款 県支出金		2項 県補助金	6目 教育費県補助金	
節	金額	説明		備考
3. 社会教育費県補助金	1,280	伝統民俗芸能等後継者育成補助金		
18款 諸収入		4項 受託事業収入	3目 教育事業受託収入	
節	金額	説明		備考
1. 遺跡調査業務受託収入	39,525	圃場整備事業遺跡発掘調査受託収入		国・県費
	2,000	広域営農団地農道整備事業遺跡発掘調査受託収入		県費

○決算(見込)

(単位:円)

節	金 額	説 明
1. 報 酬	149	文化財保護審議会委員（7人）
7. 賃 金	49,907	臨時職員賃金 6,916 発掘調査人夫賃金 29,591 遺物整理人夫賃金 13,335 文化財保護人夫賃金 15 文化財調査人夫賃金 30 文化財整理人夫賃金 20
8. 報 償 費	490	発掘調査指導者謝礼 7 発掘調査協力者謝礼 17 遺物整理指導者謝礼 20 文化財調査研究謝礼 36 報告書作成指導者謝礼 58 報告書作成協力者謝礼 352
9. 旅 費	260	費用弁償 46 普通旅費 214
11. 需 用 費	6,003	消耗品費 3,990 燃料費 370 食糧費 28 印刷製本費 1,399 修繕料 216
12. 役 務 費	94	通信運搬費 39 手数料 11 保険料 44

節	金 額	説 明
13. 委 託 料	12,586	遺跡地形測量委託料ほか 2,909 発掘調査作業（遺物整理）委託料 1,035 土器実測作業委託料 7,161 石器実測用写真撮影委託料 1,481
14. 使用料及び賃借料	3,918	発掘用重機借上料ほか 3,498 発掘用自動車借上料 163 コピー使用料 219 携帯電話借上料 38
15. 工事請負費	400	指定文化財説明板設置工事
16. 原 材 料 費	75	遺構保存用原材料
18. 備品購入費	963	文化財資料 183 備品図書 53 パソコン一式ほか 727
19. 負担金補助及び交付金	3,820	指定文化財管理補助金 560 指定文化財保存修理事業補助金 700 伝統民俗芸能等後継者育成補助金 2,560
27. 公 課 費	14	自動車重量税
合 計	78,679	

※ 3月17日現在

3. 文化財保護審議会の経過

◆第1回 6月4日(水) 午後1時半～3時半

《出席委員》

竹内道雄、佐野良吉、大島伊一、上村政基、
田村喜一 須藤重夫 各委員

《文化財課》

風間課長、阿部係長、高橋主査、

竹内・石原文化財主事

文化財課の組織が改編され、笹山遺跡発掘調査報告書作成のための第2係ができたこと、市史編さん室廃止に伴い博物館に編さん担当を置き刊行残務処理を行なうことになった事や、補助事業、文化財展開催等について報告。今年度の指定候補物件3件について検討協議した。

・秋葉山城跡

範囲の確定と指定準備作業へ

・笹山遺跡追加

地主交渉は無理せず休まず続ける

・越後アンギン技術

基本技術をマスターした段階で技術指定の方向で、それぞれ確認を得た。

◆第2回 10月13日(月) 午後1時半～4時45分

《出席委員》

竹内道雄、樋熊清治、佐野良吉、大島伊一
上村政基、田村喜一、須藤重夫 各委員

《文化財課》

風間課長、阿部係長、高橋主査

竹内・石原文化財主事

会議に先立ち、一部樹木伐採願いの出ていた高麗神社社叢確認。報告事項の後協議に移り、樹木伐採を文化財課の立会い、年輪調査と輪切り保存を条件に許可。秋葉山城跡指定交渉経緯説明を受け今年度指定を確認。越後アンギン技術については今年度指定を強く望む意見が出された。

その他として委員から、里創プランと火焰の都構想についての質問や笹山報告書作成の進捗状況について、条例施行25周年記念事業についての質問があった。このうち、笹山報告書は2ヶ月遅れで次回詳しく報告する旨説明し、里創プランについては文化財関係者への説明会を開くことで了承。25周年記念事業については、秋期にPart IIとして研修会を検討することを回答した。

他、カモシカ食害の報告、枯木又カスミザクラの

枯れ進行についての協議も行なわれたが、カモシカの食害については、初めてのケースであり、委員の方々は関心を示された。また、カモシカが国の天然記念物に指定されており、捕獲することもできず県の文化行政課の指導を仰ぎながら対応して来たことも併せて報告を行った。

◆第3回 12月3日(水) 午前10時～12時

《出席委員》

竹内道雄、樋熊清治、佐野良吉、大島伊一、
上村政基、田村喜一、須藤重夫 各委員

《文化財課》

風間課長、阿部係長、高橋主査

竹内・石原文化財主事

「秋葉山城跡」の市指定史跡指定候補内定に向けてとそれに伴う審議。指定名称、保存体制などを協議。越後アンギン技術は先送りを了承。その後、埋文調査減少に伴う新年度以降の主な事業や長期計画及び方針と重点について報告し、従来、遺物の発掘業務が重点であったが、発掘規模の縮小に伴って遺物整理、報告書の作成にシフトしていかなければならない。

しかし、財政難の折市当局の理解を得予算を獲得することがきびしい。

そこで市当局に実情を訴え、強く要望し、実現化を図ることで了承された。

△中魚沼郡・十日町市社会教育振興会主催

文化財保護研修会

11月11日(火) 午後1時～6時

当番 中里村 研修参加者 27名

当市からは委員4名、事務局3名が参加した。

◆第4回 3月10日(火) 午後1時～3時

《出席委員》

竹内道雄、樋熊清治、佐野良吉、大島伊一、
上村政基、田村喜一、須藤重夫 各委員

《文化財課》

生越教育長、風間課長、阿部係長、高橋主査

竹内・石原文化財主事

平成9年度市指定文化財指定審議の審議会。

「羽川(秋葉山)城跡」の市指定史跡指定について審議。全員一致で指定に賛同。答申書を教育委員会(教育長)に提出。

新年度の主な事業や予算と笹山遺跡発掘調査報告書作成などについて報告事項あり。

II. 文化財指定

1. 新指定文化財 ―平成9年度の指定状況―

はじめに

文化財保護審議会の経過でも触れたように、平成9年度の指定文化財候補物件は、前年度からの懸案であった秋葉山城跡（史跡）、笹山遺跡（史跡・追加指定）、越後アングイン技術であった。このうち新しく市指定文化財の指定を受けたのは秋葉山城跡の1件だけである。これは、笹山遺跡の地権者交渉にその後、進展がみられなかったため拙速を避けたこと、越後アングイン技術については、編みの技術レベルが高まるのを待つという、慎重な対応が了解されたことによる。

秋葉山城跡については、平成10年2月25日付の所有者・管理者からの申請書を十日町市教育委員会が受理し、同2月27日付で十日町市文化財保護審議会に諮問、同3月10日に審議会及び答申が行なわれ、同3月25日の教育委員会で指定が決定した。また、同日告示され、所有者・管理者に指定書が送付された。

1. 文化財指定の経緯

秋葉山城跡の指定に向けて、まず取り組んだのは地権者や地元の指定同意を取り付けることである。地権者や地元関係者に何度か集まってもらい、課長・担当者が出向き説明会を開いたり、地権者と個別に話合って指定同意を得た。また、事前の文化財審議会で、指定区域の確定や指定名称の審議を行ない、地元と意見交換を繰り返し、2月25日の申請にこぎつけたのである。

指定名称については、これまで、城跡に秋葉三尺坊大権現が祀られたことにより、秋葉山城と呼び習わされて来ていたが、歴史的経緯や地名を尊重すべきとの委員の意見を参考にして、地元から羽川（秋葉山）城跡として申請がなされた。以下、文中では、この名称を用いることとする。

2. 新指定文化財の概要

羽川（秋葉山）城跡は、六箇地区の麻畑集落に所在する。城跡には県道を塩沢方面に向かい、秋葉橋より左に入って、急峻な山道を登る。

狭長な尾根筋に築かれた城で、全長は400㍍を超え、市内では最も大きな城跡である。

この城の特徴は、空堀が多用されていることである。尾根上に並ぶ郭を区画する空堀はいずれも二重堀で、大権現を祠る堂宇背後の堀のように土橋も見られる。これらの空堀の上面幅は10～15㍍、深さは6～8㍍に及び、戦国時代の空堀の特徴を示している。また、背後を遮断する空堀は9条を数える。戦国時代の山城は、背後の備えは比較的簡単で、多くても数条の空堀を設ける程度であるが、小規模の空堀とはいえ徹底した施工は他に例を見ない。

山腹に帯状の郭が幾重にも備えられていることも特徴の一つである。特に堂宇のある郭と、その前後の郭が嚴重であり、南面には4段に及ぶ郭が削りだされ、郭直下に連続した空堀を設けるなど、この面の防御に注意が払われたことがわかる。参道の左右には所々に郭が設けられており、この道が当時の登り道であったことを示している。

この城跡について「十日町組地誌書上帳」には、『太平記』に登場する新田氏一族の羽川刑部の居城と記されているが、構造からみて戦国時代の特徴を色濃く残している城跡である。

江戸時代に越後の中心高田より安塚・松代を経て信濃川を渡り、栃窪峠を越える関東への道筋は、関東街道・高田街道などと呼ばれていたが、中世の道筋も概ね同一のものとみられる。柏崎・小千谷を経由する本街道に比べて日数を短縮できることから、特に軍事面で重要視されていた。元亀2年(1571)5月、関東への出陣を急いだ上杉謙信が通ったのもこの道であるとされる。謙信の跡を継いだ景勝にとっては、居城春日山城と出身地である上田を結ぶ道でもあり、琵琶懸城に金子氏が在番させたように、この城も、直系の家臣に守備を命ずる番城としていたものと考えられる。

このように羽川（秋葉山）城は、南北朝時代の羽川刑部居城伝説を伝える城ではあるが、空堀や郭に戦国時代の山城の特徴を色濃く残した、市内最長の山城である。

また、関東への最短距離であった街道の要所を扼する場所に位置する天然の要害であり、保存状態も良く、中世城郭研究においても重要な価値をもつものと言える。

おわりに

平成9年度も、市指定文化財は1件のみの指定となった。候補物件に上げられながら、様々な理由で指定に持ち込めない物件が多くなってきている。

大切な地域資源でもある文化財を、後世につたえる重要な仕事である文化財保護と指定業務がなかなか進まない原因は、色々考えられるが、根本のところでの文化財に対する大方の認識不足ではないか。直接的には、人・時間・金の不足であろう。

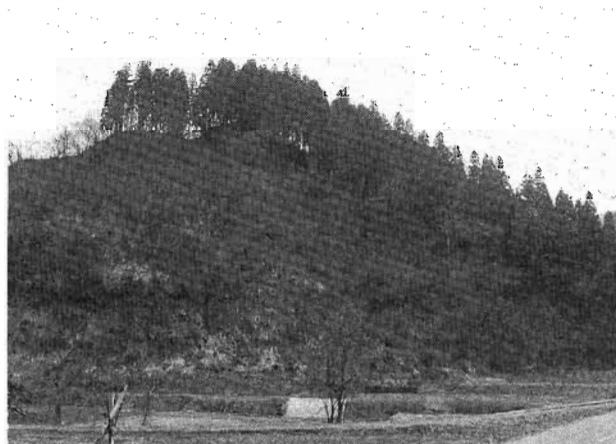
しかし、そうした中でも地道な調査活動を継続し、文化財保護審議会の各委員を始め、指定文化財管理者及び関係者の皆さんと手を携えながら、これからも文化財保護活動を進めて行きたいと考えている。

(竹内俊道)

《参考文献》

『十日町市史資料編3 古代・中世』

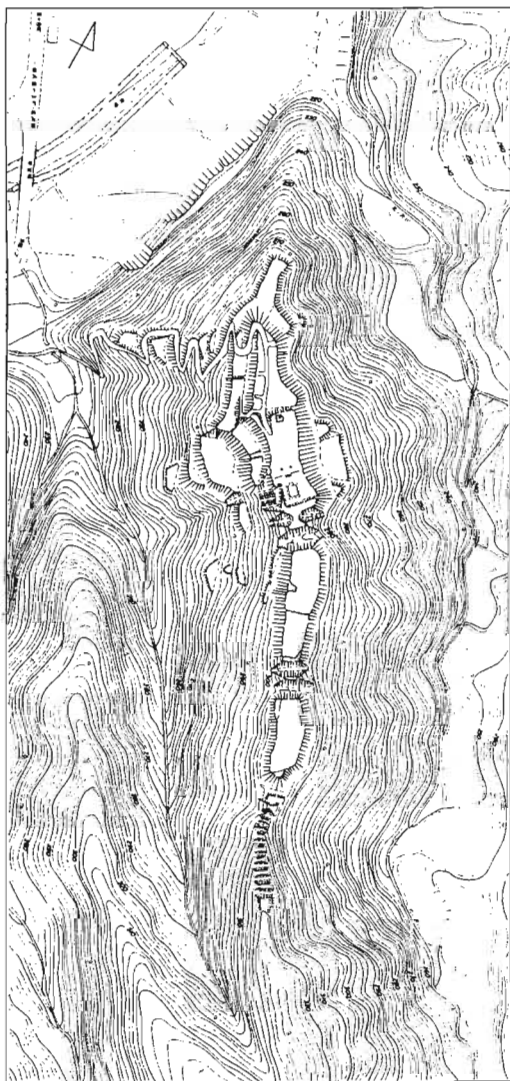
『十日町市史通史編1 自然・原始・古代・中世』



城跡全景



忠魂碑の建つ土塁と秋葉三尺坊大権現堂宇



地形測量図



空堀の現状

2. 指定文化財の保存・管理等

■指定文化財標柱設置

文化財に指定された物件について、その所在を明確にし、広くその存在を知らせる意味で、文化財標柱を設置している。屋外の指定物件、建造物、史跡、名勝、天然記念物が対象である。

9年度には前年度指定の「入山のカスミザクラ」の標柱を設置した。

指定されている物の内、対象となる物件は県・市指定合わせて15件（神宮寺観音堂・山門－県指定－と境内地・山林－市指定－は別件だが、同一箇所のため1件として数えた）であるが、これで全て設置し終えた。ただ、当市では木柱を採用していて、朽ちたり破損するので、順次立て替えが必要である。また、9年度指定の「羽川（秋葉山）城跡」は10年度以降の設置となる。

■指定文化財説明板設置

標柱と同じく、屋外の指定物件に対して設置している。指定文化財の公開と、内容理解を助けるための物である。

9年度には、観泉院山門（市指定・平成7年3月24日指定）の説明板を設置した。

《仕様》

アルミ板焼き付け、
縦 40センチ × 横 60センチ
支柱付き

工 期 平成9年5月8日～5月31日

受注者 丸山工務所

請負額 399,000円（消費税含む）

残された未設置物件は、智泉寺山門、入山のカスミザクラと9年度指定の羽川（秋葉山）城跡の3件となった。

■指定文化財管理補助金

指定した文化財の保護と管理のため、所有者・管理者に対し、若干の補助を行なっている。但し、これも清掃、雪囲い、除雪などが必要な、屋外の物件と無形民俗文化財の伝承にかかる内容に対してのみである。金額・対象は次頁の一覧を参照して欲しい。

■文化財保存修理補助金

県指定文化財「神宮寺観音堂・山門」は、豪雪地には希に見る雄大な建造物であり、近世妻有地方寺院建築の傑作である。その屋根は茅葺きで優美な姿を誇っているが、材質の関係で傷みが早い上に積雪が追い討ちをかける。この茅屋根の保全が文化財保存の急務であることから、平成8年度より県、市、所有・管理者で費用を負担し、6年計画で全体の茅葺替え工事に着手することになった。

県指定物件であることから、基本的に県が1/2、市1/4、所有・管理者1/4の負担割合である。

2年次にあたる平成9年度の工事概要は以下の通りである。

【工事名】

神宮寺山門茅屋根北側葺替工事

【事業主体者】

神宮寺

【請負者】

大津秀夫ほか茅屋根職人

【工 期】

平成8年7月22日～8月23日

【費 用】

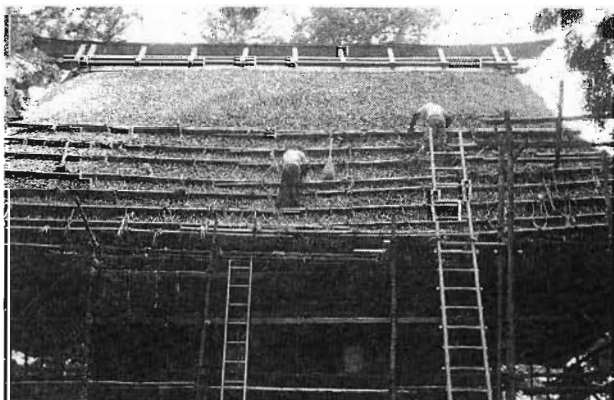
総経費 2,803,415円

《負担内訳》

新 潟 県	700,000円	定額
十日町市	700,000円	1/4
神 宮 寺	1,403,415円	1/2 + α

県負担分は財政事情もあって9年度は1/4にあたる70万円（定額）だった。

9月1日、課長、担当者が竣工検査に立ち会い、確認。実績報告書の提出を待って補助金支払いの手続きをとった。



葺替工事中の神宮寺山門

■伝統民俗芸能等後継者育成事業補助金

県の補助事業に申請していた市指定無形民俗文化財に指定されている赤倉神楽の活動と後継者育成事業に対し、補助金1,280,000円がついたことに伴い、同額を市で負担し、合計2,560,000円の補助金を赤倉神楽保存会に補助した。補助金は、伝承教室・発表会の開催、楽器・衣装の購入、神楽関係資料等の作成に費やされる。

なお、この事業は3ヶ年継続して行なわれる。

その他

文化財課の業務の内、発掘調査等埋蔵文化財関係業務及び指定文化財関連業務を除く仕事と成果をその他として報告する。

■越後アングンの技術伝承に関する業務

越後アングンは、その起源を縄文時代に遡ることができる編布で、現在では十日町市・中魚沼地方及び東頸地方にのみ残された布である（現存製品数60余点）。

文化財課では、この布と製作技術を貴重な文化財ととらえ、その技術保存と伝承に力を注いでいる。具体的には、越後アングン技術の保存・伝承を目的に有志を募り、越後アングン伝承会を組織し、その活動を助けている。主な内容は、

- ・十日町市博物館内に活動会場、格納場所を提供
- ・文化財課予算からの原材料（麻・苧麻）購入と現物支給補助。
- ・学習会の開催や情報提供であり、他に、外部からの各種問い合わせや学習・講習希望者への対応と資料提供などである。

越後アングン伝承会は、平成6年の越後アングンシンポジウムをきっかけに誕生したアングン同好会を母体に、平成7年から内容・組織を発展させた会であり（会員15名）、毎週金曜日午後、技術伝承を主目的に作業に励んでいる。

この越後アングンの伝統的製作技術は、文化財の指定候補物件ともなるべきものである。

■銃砲刀剣類等登録取り扱い

8年度の登録取り扱い等は1件もなかった。

□その他文化財の環境整備等

・坪野館跡ーこの館跡は中条地区にあり、主郭を取り巻く土塁と空堀などが遺存するが、宅地化が進み

文化財指定には躊躇せざるを得ない状態にある。しかし、雑草の繁茂で景観上見苦しく、衛生的にも問題化する恐れがあるため、平成6年より地権者の協力を得て、毎年除草等の環境整備をしている（文化財保護人夫賃充当）。今年新たに住民から、遺跡内に道路の設置要望があり、地元振興会を交え内容を協議しているところである。

・カモシカの食害ー六箇地区の山間地田圃がカモシカに荒らされたとの連絡があり、県教育庁文化行政課竹田和夫氏の来訪を仰ぎ調査。鑑定を依頼。次年度以降も注意深く見守っていく必要がある。

■「十日町の文化財展」と文化財保護研修会の開催

十日町市文化財保護条例施行25周年を記念して、博物館にて特別展を開催（5/17～6/8）。3月10日には、指定文化財所有・管理者を交えた研修会・懇談会をもった。講師は県教育庁文化行政課主任調査員竹田和夫氏。

（竹内俊道）

指定文化財管理補助金一覧（単位：円）

《県指定文化財》		
史跡	大井田城跡	58,000
天然記念物	小貫諏訪社の大スギ	17,000
《市指定文化財》		
建造物	智泉寺山門	17,000
	観泉院山門	17,000
史跡	鉢の石仏	58,000
	大黒沢正平在銘梵字碑	17,000
	四日町神宮寺境内地及び山林	58,000
名勝	積翠荘	36,000
天然記念物	姿箭放神社の大ケヤキ	17,000
	高霊神社社叢	58,000
	安養寺松尾神社の大スギ	17,000
	安養寺円通庵の三本スギ	17,000
	枯木又龍王池とカスミザクラ及び三本スギ	36,000
	入山のカスミザクラ	17,000
無形民俗	赤倉神楽	30,000
	大の坂	30,000
	新保広大寺節	30,000
	新水のドウラクジン（道楽神）とハネツケエーシ（羽根返し）	30,000

III. 埋蔵文化財

発掘調査等概要

はじめに

十日町市における平成9年度の遺跡調査件数は12件であった。内訳は、本調査6件、確認調査4件、試掘調査2件である。それらは、県営ほ場整備、情報館建設、農道建設、リゾート開発、土砂採取などの開発行為に伴う事前調査として実施された。遺跡を調査記録の形で保存することを前提としており、調査終了後に大部分の場所で工事が行なわれた。大波の如く押寄せる開発の中で、多大な調査成果と引換えに、遺跡が消えていくという現実を直視し、もっと危機感をもつべきであろう。現在のペースで調査が続けば、あと5～7年で市内の遺跡が完全に無くなってしまうからである。

今年度の特徴としては、関係機関等との協議により、まだ雪の残る3月中旬～4月上旬に調査準備を開始したことがまず挙げられるだろう。不順な天候の中、多くの作業員、補助員、地元関係者の方々のご協力により、調査業務を12月上旬までに無事終了できたことは、大きな喜びであった。関係各位に深甚なる謝意を表したい。

約9ヶ月間の調査において、貴重な遺物や遺構が多く発見された。市報とおかまち平成10年1月10日号に小特集を組んで紹介したが、ここではさらに詳しく述べる。もっと具体的なデータ等については、各概要報告書をご参照いただければ幸いである。3.を除く本稿は、調査を担当した3人の協議に基づき、石原が成文化したものである。

1. 発掘調査概要

①寿久保遺跡（下条 貝ノ川地区、写真1）

遺跡は、国道117号の西約100mに位置する。県営ほ場整備事業下組工区の施工に先立ち4月中旬に着手し、11月初めまで約7か月間にわたり、約6200㎡の範囲を調査した。その結果、総重量で10トンを超える縄文土器や石器などが出土し、住居跡のほか建物跡、礫群などが多く見つかった。

土器は、縄文時代中期後半から後期前葉（今から4500～3500年前）のものが大部分で、土製のフタや注口土器が多いのが特徴である。なお、破片ではあるが、火焰型土器も出土している。

石器は、石鏃、石槍、石匙、打製石斧、磨製石斧、礫石錘、三脚石器、石皿、凹石、たたき石、磨石、石核など多種多様である。中でも、小型～中型の礫石錘が多出したことが注目される(写真2)。それらの多くは漁網錘と考えられるが、その当時、盛んに川漁が行なわれたことを物語る資料として重要である。一方で、編布（アングン）の錘として用いられた可能性もあり、周辺遺跡の石器組成との比較検討が今後必要となるだろう。

このほか、三角形土版、土偶、ヒスイ製大珠、玉など祭祀に関わると思われる遺物も出土している。大珠は70mほど離れて出土した2つのかけらが見事接合した。

遺構では、竪穴住居跡が7～8軒、掘立柱建物跡が7～8棟、石組炉、フラスコ状土坑などが発見されている。3号住居跡は、床付近に炭化材が密集して出土し、火災で焼失した家屋と推定される。県内でも類例の少ない貴重な発見である。

寿久保遺跡は、ヒスイなどの希少材を有しているばかりでなく、ムラの中に計画的に集会所や倉庫群などを建てるような高度な技術と組織を持った集団が住む大きな集落であったと推定される。

なお、普及事業の項でふれるが、調査時には学童、教職員などが見学に訪れた。文字通りまたとない機会であり、生きた教材として、今後も要望があれば誠実に対処していきたいと考えている。また、調査前半期に火山灰分析を中心とした専門家による土壌調査を実施している。その分析結果は、概要報告書に収載する予定である。

②春山遺跡（下条 水口地区）

遺跡は、国道117号の西約300mに位置する。県営ほ場整備事業下組工区の施工に先立ち、4月中旬から約4か月間にわたり、2750㎡の範囲を調査した。その結果、縄文、古代、中世の複合遺跡であることや、信濃川に面した高台に室町時代から江戸時代にかけて、小規模な集落があったことも明らかになった(写真3)。

縄文土器は、約6000年前の縄文前期中葉（黒浜式期）のものと思われる。石器は、石鏃、石匙、異形石器、石核、剥片などである。

その他、中世では陶磁器類のほか、掘立柱建物跡 2 棟、井戸跡 2 基などの遺構が見つかった。

③原田 B 遺跡（中条 上原新町地区）

遺跡は、旭ヶ丘団地との間の田畑地帯にあり、遺跡の北側に才明寺川が流れている。県営ほ場整備事業上之島工区の施工に先立ち、5 月下旬から約 4 か月にわたり、約 2200m²の範囲を調査した。その結果、縄文土器、石器のほか、住居跡、土坑などが見つかった。

土器は、約 3800 年前の縄文後期前半のものが中心である。石器は、石鏃、石槍、打製石斧、磨製石斧、礫石錘、石皿、凹石、たたき石、磨石、石核、浮子などがある。

遺構では、竪穴住居跡が 7 軒、石組炉 1 基、フラスコ状土坑 3 基などが発見された。土坑の中からは、ほぼ完形の土器が出土した(写真 4)。近くからクリの炭化物が見つかっており、木の実などを貯蔵した穴であろうと思われる。

遺物の多くは、才明寺川を少し遡った場所にある笹山遺跡の出土品に類似する。当時、2 つのムラが親しい関係を保って存在した可能性がある。

④やせ舟遺跡（十日町 西本町地区）

平成 8 年度からの継続調査である。調査区域を西側に拡張し、遺構の精査と記録作業を行なうため、春先に 1 ヶ月間の補充調査を実施した。出土遺物等は前年度と大差ないが、平安時代～中世のものと考えられる川跡を発見したことは、当時の生活環境や遺跡の性格を探る上で重要であった。

⑤つつじ原 C 遺跡（水沢 伊達地区）

遺跡は、国道 117 号の東約 800m に位置する。広域農道建設事業の施工に先立ち、緊急に 6 月下旬から約 1 ヶ月間にわたり、約 120m²の範囲を調査した。その結果、縄文前期後半～中期前半の土器片、石器類（打製石斧、磨製石斧、凹石、たたき石、磨石、石核）などが多く出土した。遺物の時期や内容から見ると、沢を少し遡った場所にある赤羽根遺跡と関連を持っていた可能性がある。

⑥なんぜん萱場遺跡（水沢 珠川地区）

平成 8 年度からの継続調査である。晩秋に遺構の完掘と記録作業を中心とした約 1 ヶ月間の補充調査を実施した。計 4 基の大きなフラスコ状の土坑と 2 基の落とし穴が確認され、その内の 1 基の土坑からは縄文中期の完形土器が出土した(写真 5)。未調査区域に数軒の竪穴住居跡があると推定され、土坑群

は共同の貯蔵穴として使用されていたと考えられる。

本調査をもって、7 年間にわたる当間高原リゾート開発区域内の調査業務はひとまず終了した。今後は、遺物や調査記録類を整理し、報告書刊行にむけて計画的に取り組みたい。出土品の一部は博物館の速報コーナーなどに展示中である。

2. 試掘・確認調査概要

①十二沖 A 遺跡（下条 新保地区）

県営ほ場整備事業下組工区の施工に先立ち、6 月に小規模な確認調査を実施した。陶磁器類などが若干出土したが、期待していた鍛冶関連遺構などは検出できなかった。地点が異なっていたものと思われる。

②十二沖 B 遺跡（下条 水口地区）

十二沖 A 遺跡と同様に、県営ほ場整備事業下組工区の施工に先立ち、6 月に小規模な確認調査を実施した。石器類、陶磁器類などが若干出土したが、事前の聞き取り調査にあったような、古銭や小判などは発見できなかった。

③中曽根 A 遺跡（下条 原地区）

上記の 2 遺跡と同様に、県営ほ場整備事業下組工区の施工に先立ち、6 月に小規模な確認調査を実施した。縄文中期の土器片、石器類、陶磁器類などが若干出土したが、出土地点が極めて狭く、遺跡の範囲や性格などは不明である。

④原田 A 遺跡（中条 旭ヶ丘地区）

県営ほ場整備事業上之島工区の施工に先立ち、5 月に小規模な確認調査を実施した。これまでに地権者より縄文土器、石器類などが寄贈されていたが、調査時に遺物はほとんど出土しなかった。

⑤麻畑原 C 遺跡（川治 麻畑地区）

平成 10 年春以降に土砂採取事業（約 5000m²）が計画されているため、数回にわたる現地踏査、分布調査、試掘調査などを実施し、石器類が採集されたため、新遺跡として登録した。

⑥中新田 A 遺跡ほか（下条 栄町地区ほか）

平成 10 年秋以降に県営ほ場整備事業上組工区の施工が計画されているため、数回にわたる現地踏査、分布調査などを実施した。遺物が採集された場所は、中新田 A 遺跡ほか 3 遺跡として新遺跡登録を行なった。遺跡の時期、範囲、性格等については、国・県の補助を受け、平成 10 年秋に試掘・確認調査を実施する予定である。

（石原正敏・角山誠一・太田喜重）



写真1 寿久保遺跡全景

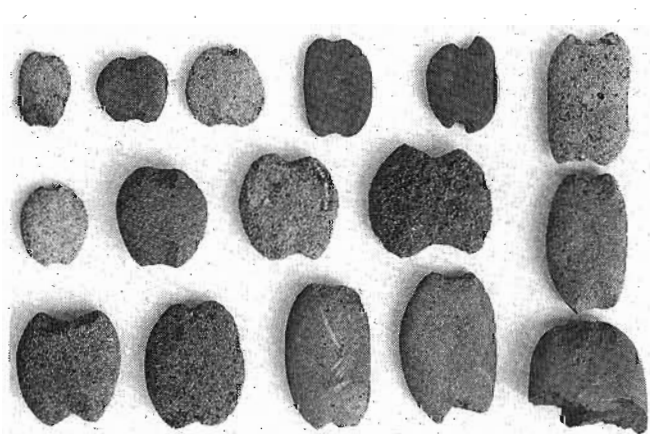


写真2 寿久保遺跡出土の礫石錘（一部）

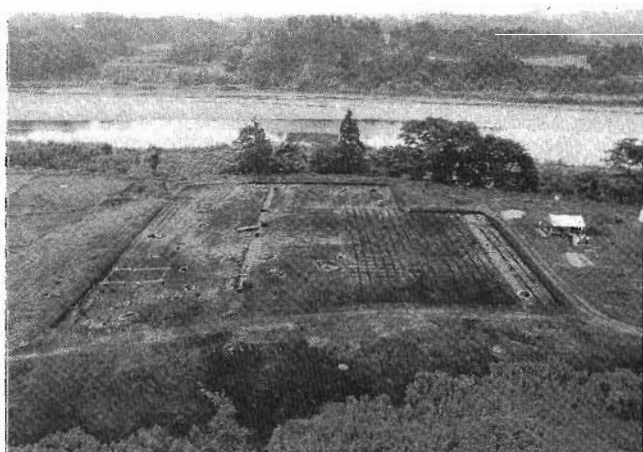


写真3 春山遺跡全景（東より）

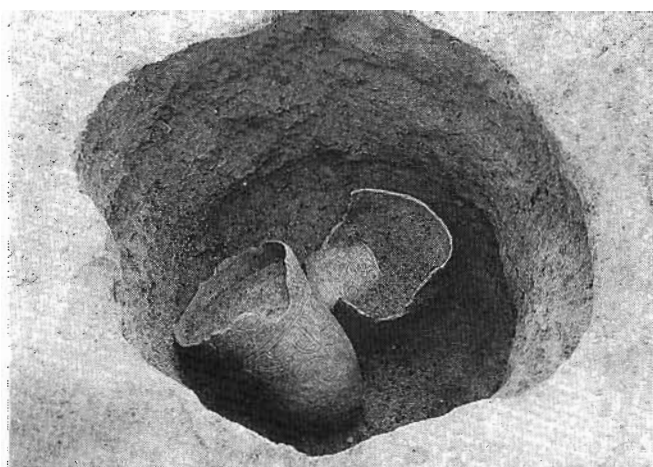


写真4 原田B遺跡 土坑内で発見された土器

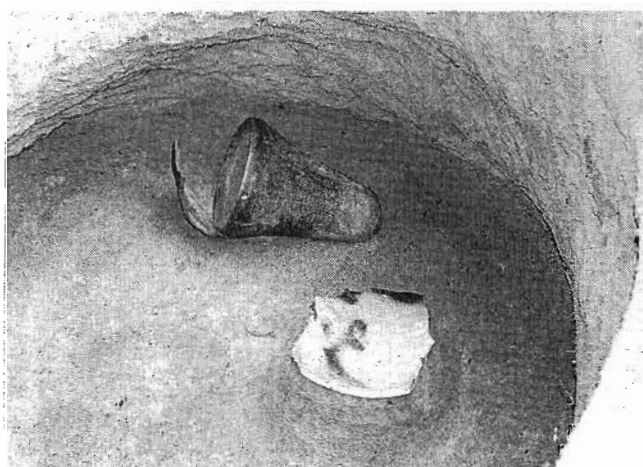


写真5 なんぜん萱場遺跡 土坑内で発見された土器

3. 普及事業の概要

(1) 現地見学会（於 寿久保遺跡）

ア 上越教育大学付属中学校 1 年生

（平成 9 年 4 月 28 日）

参加者 約120人

イ 市立下条小学校 6 年生（平成 9 年 10 月 30 日）

参加者 約30人

内容 縄文時代中・後期の集落跡である寿久保遺跡から発見された住居跡や石組炉、柱穴群などの遺構のほか縄文土器や土製品、石器類、石製品などの出土遺物の説明を文化財主事が行った。

(2) 移動展

ア 中条の発掘そくほう展

日時 平成 9 年 10 月 25 日（土）

午前10時30分から午後 0 時（学童対象）

平成 9 年 10 月 26 日（日）

午前 8 時 15 分から午後 0 時（一般対象）

場所 市立中条小学校（市内中条）内

ふれあいセンターひまわり

参加者 学童 約250人、一般 約200人

内容 地元の遺跡である島 A 遺跡（平成 8 年調

査）、原田 B 遺跡（平成 9 年調査）の出土遺物を展示。小学校の学芸会と同時開催し学童から一般までの幅広い年齢層に紹介することができた。

イ 下条の遺跡速報展

日時 平成 9 年 10 月 26 日（日）

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分

場所 下条地区公民館

参加者 約450人

内容 地元の遺跡である野首遺跡（平成 7・8 年調査）、寿久保遺跡・春山遺跡（平成 9 年調査）の出土遺物を展示。地元公民館の文化祭と同時開催。「昔の人の生活の知恵と技術に感動した」などの感想が聞かれた。

ウ 下組の発掘速報展

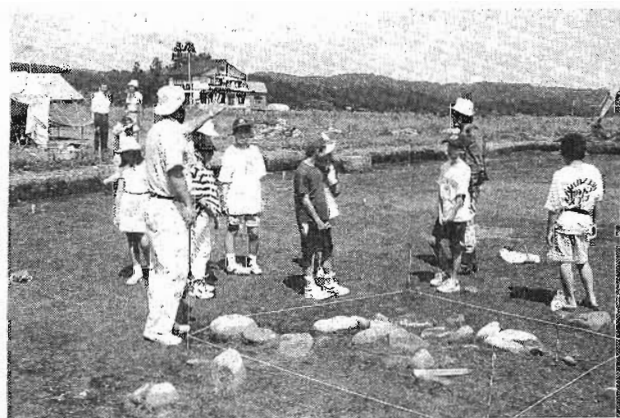
日時 平成 9 年 11 月 9 日（日）

午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分

場所 下条地区公民館下組分館

参加者 約180人

内容 下条下組地域の遺跡である寿久保・春山遺跡の出土遺物を展示。地区文化祭と同時開催。「作業を遠くから見ていたがこんなにすばらしい物が、出ているとは思わなかった」などの感想が聞かれた。（太田喜重）



現地見学会（於 寿久保遺跡）



下条の遺跡速報展



中条の発掘そくほう展



下組の発掘速報展

IV. 調査・研究

佛像調査報告 I

西川新次

1. 智泉寺 昭和町3丁目

千手観音立像

像高 44.5㍎

木造。古色。金泥彩。白毫・水晶製(嵌入)。彫眼。

頭上に十一面をいただき、合掌・宝鉢手以下四十二臂を配して千手を象徴させる姿で、檜の一材からその根幹部を刻み、頭上の各面、脇手、両足首などを矧ぎつけている。

額が広く面長で、細い眼を伏せ、顎を引く。両肩の盛り上がる上体、折り返し部をにぎやかに折りたたみ、流れるような衣文を刻む裳のさまなどからみて、寺伝にいうように寛文年中(1661~72)の作で、元禄5年(1692)に彩色などが改められたのであろう。

釈迦如来坐像及び迦葉・阿難立像(本尊)

	釈迦如来	迦葉	阿難
像高	53.0	48.5	47.5

(単位:㍎)

各木造。漆箔。玉眼(嵌入)。中尊及び阿難の白毫・各水晶製(嵌入)。

中尊は左手に蓮華を執り、右手に施無畏印を結ぶ珍しい形で、その左には指を組んで掌を合せる老貌の迦葉、右には指を接して合掌する若い阿難の二弟子が侍立する。にわかにその材質や構造を明らかにし難いが、その作風は形式化を混えながら堅実である。当山再興期、18世紀前半を降らぬころの作と推定される。

なお本寺には、江戸前半期の作とみられる木造薬師如来坐像(像高34.5㍎ 寄木造 古色 彫眼)や、木造達磨大師坐像(像高31.3㍎ 一木造 古色 玉眼嵌入)などの佳品が遺り、その寺格の高さを裏付けている。

2. 旧 裁松庵 高山第2

馬頭観音坐像(本尊)

像高 23.5㍎

木造。古色。各面玉眼(嵌入)。

正面は三目で開口し、頭上に馬の標識を付け、両脇面は各二目で口を結び、いずれも怒髪を逆立てるすさまじい形相である。真手は胸前でいわゆる馬鈎印を結び、左右各三本の脇手には戟・斧等の武器を執り、右膝を竖てて坐る。異形の複雑な姿が手馴れた技法で破綻なくまとめられている。

なお、堂内壇上の本尊厨子左右、さらにはその上方に吊られた棚に、簡素な作風の十王坐像および奪衣婆像、十六羅漢坐像(像高約40㍎前後)を始め、木造弘法大師坐像、木造延命地藏菩薩坐像、銅造誕生釈迦佛立像(2軀)、木造誕生釈迦佛立像などが並置されている。いずれも江戸後期から末期にかけての作とみられる。

3. 伊達 十王堂 伊達第2

伝如意輪観音坐像(本尊)

像高 43.0㍎

寄木造。古色。白毫・玉眼(各水晶製嵌入)。

合掌手の他、左右に持物を執る脇手二を配する形で、不空羂索とするのが正しいのであろう。おそらく六観音の一として造られたものと思われる。卵型のおだやかな表情で、全体のまとまりもよい。18世紀前半ごろの作と推定される。

厨子左右安置の諸尊

本尊を納める厨子の左右に、立像では像高33~38㍎前後、坐像では像高20㍎ばかりの菩薩像等24点が安置されている。もっとも多いのは千手観音立像で、12軀ばかりあり、他に聖観音立像や如意輪観音坐像、三面を有する坐像、左脚踏下像などが混じる。

下段右隅にある檜材・一木造の男神立像は、おそらく前述の諸像と伝来を異にするもので、面相なども摩損し、両手先や両足先を失っているものの、簡素な表現のうちに、がっしりした構えと各部の丸味がよく把握されている。古式を留める作風からみて、おそらく室町時代の作と推定される。現状漆下地のみが全面に残るが、もとは彩色されていたのである

う。膝下方の正面に垂直に半肉彫りされた下肢は、当初の造形を削り落して造形されたと想像されるが、もとの形を考えるのは困難である。

次の諸尊は、外陣左右の壁投押左右に設けられた棚に安置されている。

木造閻魔十王坐像	10 軀
木造奪衣婆坐像	1 軀
木造地藏菩薩立像	1 軀
木造人頭杖	1 基

閻魔王像は、像高54㍺、他の諸王および奪衣婆像は像高約50～30㍺、地藏菩薩像は岩座を含めた高さが42.5㍺ばかりである。

いずれも針葉樹材を用いた一木造で、手首などを矧付けるものがある。ただし、閻魔王像のみは、両脚部を体幹部に組み込んで矧ぎつけている。漆を塗り白下地を施した上に彩色が残る。それぞれ一見素朴であるが、表情や肉身の特色、衣のしわなどを簡潔に刻み、効果を挙げている。その用材法や表現からみて、製作は室町時代にさかのぼるとみられ、この地方における個性的な作家の存在が想定される。人頭杖は、基台の上に十字形に柱を組み、横に渡した材の両端近くに人頭各一を載せる。その左方分は高い帽子を被り、眼を見開き、右方分は三山冠形のものを被り、細い眼をしかめ、口をへ字に結ぶ。その表現は先述の諸尊と共通し、同作とみられる。因みに、十王堂の近くには、15～16世紀の遺跡・伊達八幡館跡、あるいは寺大門北遺跡の存在が報告されており、また、後者の近くには「松亭山大蓮寺」の伝承が残っている。以上の佛像の伝来を考える上での参考となろう。

4. 宝泉寺 般若堂 小泉第1

釈迦如来坐像および十六善神立像等 22軀

釈迦如来像（または般若菩薩像）を主尊とし、これに彼の説いた般若波羅蜜（最高の智慧）の教えの集大成である「大般若経」600巻を守護する十六善神像を配したもので、さらには、釈迦脇侍の菩薩や梵天・帝釈天、聴聞第一と称された仏弟子阿難、般若の教えを宣揚した法涌とその法を受けられた常啼の二菩薩が随侍している。なお、鎌倉時代には、インドに

渡って経典をもたらし、これを漢訳した玄奘三蔵、彼の砂漠での道中を守った深沙大將も一具像に加わるようになった。

このような群像は、わが国では平安時代以降、大般若経転読法会の本尊として作画されたり、これを納める堂宇・経蔵、経収納箱、経の見返絵などに描かれ、近世に及んでいる。しかし、本一具像のような彫刻の群像は、遺例が極めて少ない。

本一具像は、もとは水沢の商家、丸山勝重家の「御経堂」に安置されていたが、明治40年ごろ宝泉寺境内に堂とともに移されたという。現在堂内には、後壁に接する一段高い中央壇上に釈迦如来像、その前に接する壇上に随侍の立像5軀が一行に並置され、中央壇左右の、二段に高低を附けた壇上には、各段それぞれ4軀宛の像が立っている。これらのうち、中央壇前方随侍像のうちの1軀は、左手に蓮華を執る観音菩薩、他の1軀、すなわち笈を荷って合掌し、脚胖をつける比丘形は、玄奘三蔵とみられる。

左右壇上に各8軀宛配される像のうち、右壇後列の左から三番目の像は、髪を逆立てるすさまじい形相、鬚髯の胸飾り、腹前につける小童の面、左手に執る蛇、両膝頭にそれぞれ象頭をあらわす袴などから、深沙大將、また、武装形のうち4軀は、四天王とみられる。

さて、本群像は、その表現や大きさなどからみて、まずは、一具同時の作とみてよいであろう。中尊像は漆箔仕上げ、他はいずれも古色が塗られており、全てに玉眼が嵌入され、釈迦如来の肉髻珠相および白毫、随侍菩薩形像の白毫には水晶が嵌入されている。各像は檜材を用い、寄木造の手法で造られていると思われる。

中尊像の頭部は、肉髻部に螺髪を刻まず、髪を剃ったような相で、通肩風に大衣を著け、腹前に帯を結んだ裳を表わす形に、江戸時代の黄檗宗系の如来像に通ずる特色がみられ、紐状の耳も特異である。しかし、細い眼を伏せ気味にする丸顔のおだやかな面貌や、豊かな肉身にまとわれる大衣の彫法は、江戸時代中期ごろの如来像のそれと共通する。これに比べると、随侍の菩薩形・比丘形像には、外来新様の影響はみられず、素直に当時のおだやかな様式に則っている。また、十六善神像や深沙大將像は、整理と形式化の目立つ造形で誇張を混えた平俗な表情などに、時代の傾向があらわれている。

本群像は、京都の大佛師法橋一運の作と伝えられ

ているが、貞享2年(1685)の『京羽二重』には、当時京都寺町二條下ル町に住んでいた大佛師として、法橋一運の名が載せられている。本像が彼の作に当て得るとすれば、17世紀末の京佛師の水準を示す貴重な一作といえよう。

地藏菩薩立像

像高 63.5㍍

木造。漆箔。玉眼嵌入。

左手に宝珠を捧げ、右手に錫杖を執る形で、偏衫に偏袒右肩の袈裟をまとい、裳裾は蓮華上に達している。

針葉樹材の一木からそのほとんどを彫り、背板を当てる簡略な構造で、面部は別に矧いで玉眼を嵌入し、両手首と両足首を矧ぎつけている。眉間に嵌めた白毫は失われている。

背面の背板矧面に、文政5年(1822)正月16日の日付で、山谷村中の人々が造立したこと、および5名の世話人の名を墨書している。なお、これに続いて「□年九月廿八日」として吉田村山谷世話人の女性3名の名と、「加茂仏士(師)石附龍三 妻 ヌイ六十二才」の名が墨書されているが、これは、台座裏の墨書とあわせて、明治27年修理時のことを記したものとみられる。

素朴でのどかな作風であるが、江戸末・明治期の、この地での信仰の実体や造像事情を知ることができる。

5. 長泉寺 二仏堂 中条上町

千手観音立像 1 軀

善財童子立像 1 軀

龍女立像 1 軀

千手観音	善財童子	龍女
像高 130.5㍍	60.5㍍	68.5㍍

各ヒノキ材。寄木造。呉粉下地。古色。玉眼嵌入。

この千手観音像は、頭上に十一面を戴き、合掌手以下四十二臂で千手を代表させる、日本でもっとも普及した型に則って造られたもので、天衣・條帛(てんね・じょうはく)を懸け、二段に折り返された裾に腰布(こしぎぬ)を結び、岩座上の蓮華二重座に

立つ。千手の左に侍立する善財童子像は、美豆良(みづら)を結び、膝頭で括った袴をはき、折り返し付の裾を重ね、條帛、天衣、臂・腕釧(ひ・わんせん)をつけ、沓を履いて立つ姿で、斜め右上を仰いで合掌し、腰をやや右に引き、左脚を踏み出している。これに対して右に侍する龍女像は、両腕を屈臂し(両手首欠失。あるいは持物を捧げていたか)、左上を仰ぎ、腰を少し後に引いて立つ姿で、髻を結び、右袈(うじん)の衣二枚を重ねた上に、鰭袖(はたそで)付きの衣を重ね、天衣を懸け、腹前で帯を結び、沓を履いている。両随侍像の台座は、岩座上に荷葉(かしょう)座を重ねた形である。なお、千手観音像に善財童子、龍女の二像が随侍する例はあまり遺らず、名称については、なお考察の余地がある。

その形姿は、一見して鎌倉時代の大仏師運慶門下のなかで、にぎやかな着衣表現などにみられる宋風美術の特色を大胆に採用した肥後別当定慶および一門が、貞應3年(1224)に造った京都・大報恩寺(千本釈迦堂)の六観音像などの作風を学んだもので、柔軟な肉身表現や、やや面長で頬のふくらむ顔立ち、近くを凝視する厳肅な表情にも、定慶風の特色を忠実に受けついでいる。しかし、表現のすべてがゆるやかとなり、天冠台の彫りなどに形式化が認められる辺り、鎌倉時代後期の作と推定される。

善財童子像や龍女像は、衣文や肉付けのさまも、自然で、おっとりした表情や動きなどに、親しみが感じられる。

文久2年(1862)の長泉寺略縁起によると、本像は鎌倉幕府の執権・北條時頼が山城の宇治田原で神授されて関東(鎌倉)に持ち帰り、さらにこの地に招来されたという。初めは最明寺川辺の堂に安置されたが、後八幡の里に移され、天和年間(1681~84)に至って当地に遷座され長泉寺が創立されたという。そのまま信じ難いとしても、なにか據るところがあったのであろうか。

なお、千手観音像の台座・蓮華の天板裏に、「共ニ 四十八口、地持つ(持物)、大小のけふつ(化仏)」云々(この前に二行に記された字句は抹殺されている)。

同岩座下の框・天板裏に、

「奉造立千手観音立像一尊」

「越後国魚沼郡妻有庄大井田之庄中条村岩田新左衛門 同原室養木信女為菩提也」

同岩座の天板を受ける棧木の一本に、

「京ふや丁佛光寺下町大佛師佐々木九郎右衛門」
善財童子像框座の天板裏に、

「善財童之尊像為實參壽貞信女為菩提也」

「天和三亥三月十七日」

「真人村 大久保九郎右エ門母」

龍女像の框座天板裏に、

「龍女菩薩之尊像萬頃種天信女為菩提也」

「天和三亥曆三月十七日」

「真人村九郎右エ門妹」

などの各墨書が認められる。なお、千手観音像框座の右寄り天板の矧木は失われており、あるいは他の二像同様、年記が記されていたのかも知れない。

匆卒の間、精査の暇がなく、読み落としや誤読があるのを怖れるが、千手像蓮華天板裏と、同岩座天板裏打付けの棧木墨書を除く他は、すべて同筆とみられ、天和3年(1683)三尊遷座時の本体の修理や台座の新造を示すものと想定される。また、前者は、江戸時代後期になって、さらに台座を修理した時の仏師名や、修理部位を記したものとみられる。

本一具像は近世に当地に移されたと想像されるものの、鎌倉時代の異色の大仏師・定慶の作風を忠実に襲って造立された同時代後期の佳例として貴重である。

6. 円通寺 太子堂

聖徳太子立像 1 軀

像高(143㍍)

木造。彩色。玉眼嵌入。

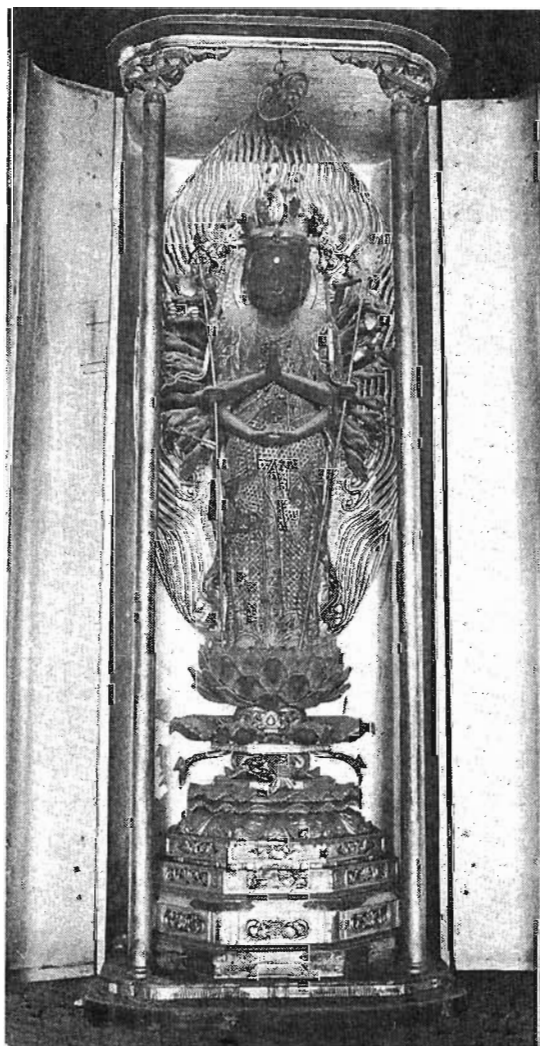
美豆良を結び、袍衣の上に袈裟をつけ、胸前に両手で柄香炉を捧げ、沓を履いて立つ。太子16才の時(用明2年・587)父・用明天皇の病氣平癒を祈った時の姿を象ったもので、「聖徳太子孝養像」の名で親しまれている。平安時代後期には坐った形の遺例があるが、鎌倉時代に立像のものが一般的となり、近世に至るまで全国的に普及している。

本像で珍しいのは、太子像の暈座左右上およびその前に、四天王の小像を配していることで、この年太子が蘇我馬子とともに物部守屋を伐つに当って白膠木(ぬりでのき)で四天王像を刻み、髪の毛の頂につけ、もし戦いに勝てば、四天王寺を建てようと誓った故事に因んだとみられる。

像はヒノキ材、寄木造で、肉身は呉粉彩、袍衣は大きな雲文散らし文、袈裟は牡丹唐草つなぎ文で、はなやかに彩られているが、彫刻としては形式化が目立ち、近世末の作とみられる。しかし、この地で太子信仰の一端を示す遺例として見逃し難い。

(慶應義塾大学名誉教授)

※本稿は、平成2年7月12日(木)・13日(金)の両日に行なわれた、西川新次先生(当時山梨県立美術館館長)による市内の第1回佛像調査の報告書を、先生から再度点検・修正・加筆していただきここに掲載した。



1. 智泉寺 千手観音立像



2. 旧裁松庵 馬頭観音坐像



3. 伊達十王堂 伝如意輪観音坐像



4. 宝泉寺般若堂 十六善神立像ほか（部分）



6. 円通寺太子堂 聖徳太子立像



5. 長泉寺二仏堂 千手観音立像

—— パソコンを利用した資料検索の試み ——

— 26 —

例えば、弘化2年（1855）の「縮反数売場調帳」は、庄屋所で各家が織り上げた縮の反数を調べ、運上金を徴収した資料であるから、C 4（租税・運上）に分類される。しかし、この資料は、縮の生産状況を見る場合に使われることが多いので、「縮の生産」などの項目でも検索ができるようにすることが望ましい。

(3)資料の多面的な性格

徳永重光家の「万日記」は、毎日の農作業の記録であり、金銭出入の記録でもある。また、「万覚帳」は、その表題が示すように、山林売買・製板と販売・木羽の製作販売・養蚕・小作米・酒造・味噌など様々な記録である。このような資料を、単にO 2（経営・農林業）と分類・表記するだけでなく、経営の具体的資料に乏しい現状にあっては、それぞれの項目を検索できるようにする必要がある。

(4)資料の広がりと多様性

近世の中条村にあって、J 22（農林業・林野入会）に分類される資料は

- ①六日町組村々の入会（六日町組入会）
- ②浦佐組村々の入会（浦佐組入会）
- ③中条村内の入会と紛争（山里山論）
- ④入山への入会と紛争（入山山論）
- ⑤割山（割山）
- ⑥山の口明（山の口明）

などがあるが、ことに複雑に展開するのは③で、宝暦6年（1756）の新田検地以降は、新田開発の是非をめぐる論争となり、中新田・上新田は、既存水利権にかかる問題として介入する。入会林野の資料としてより山間地の新田開発の資料としての利用が高い。（ ）は、検索項目としての仮題であるが、⑤には（飛渡川筋新開出入）としての検索も必要であろう。

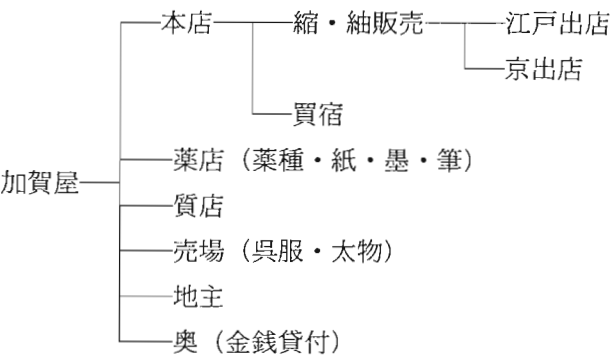
資料は田村家だけでなく、北原・阿部家、轟木・池田家、魚之田川・波形家、小貫・庭野家、西枯木又春川家、上新田・近藤家などにも所蔵されているから、これらの諸家を通した検索が必要である。

(5)商業経営資料の分類

編さん室で使用した分類表は、近世の庄屋を務めていた家の資料の分類には適しているが、近・現代資料や近世でも経営資料の分類には不都合な点が多い。近世の商業経営は、想像以上に多角的で、それに伴う資料の性格も様々である。ここでは、館蔵資料ではないが、十日町の縮問屋・加賀屋（蕪木元昭

家）の安政元年（1854）ころの経営と主な資料を示してみよう。

加賀屋の経営組織



主な資料の分類

B 土地	B 15土地売買（売買証文）
C 租税	C 4 運上（七品運上）
	C 9 勘定帳（上納帳）
G 凶荒・救恤	G 11救済（安米売り）
H 土木・建築	H 13家屋（普請帳）
M 金融・貸借	M 3 両替
	●村上藩為替
	●長岡藩為替
	●商人為替
	M 9 米・金貸借（証文）
	M 11質地（証文）
N 市場	N 1 市場（縮市）
	N 2 問屋（買宿・口銭規定）
	N 3 仲買（縮仲買）
	N 4 小売（縮出商人）
	N 7 仲間（六軒問屋）
	N 8 商品（見本切れ・諸商品）
O 経営	O 1 地主（水入帳）
	O 5 金融・貸借（質店店卸帳）
	O 6 商業売買
	●本店（店卸帳）
	●販売（縮・紬勘定帳・春送り縮勘定帳）
	●買宿（客来雑用帳）
	●薬店（店卸帳）
	●売場（店卸帳）
	●出店（出役書状）
	●奉公人（店掟・順列・給金帳・不祥事）
	●受取類
P 交通・運輸	P 8 荷物（駄賃帳）
Q 家	Q 15諸雑記（用留）

- S 習俗・行楽 S1 年中行事（行事帳）
S2 冠婚葬祭（祝儀・香典帳）

資料の構成を見ても分かるように、一つひとつの資料をどの店の資料であるかを判断する必要がある。目録では●ごとに配列している。

（丸山）

2. データの入力

ここに紹介する資料のデータベース化は、平成9年の年末から着手したばかりである。手始めに、旧役場文書の入力を行っているが、作業の進捗に伴ない、変更される部分が生じることを、あらかじめお断わりしておく。

- (1) 資料のデータベース化に使用したコンピューターの機種とデータベース・ソフトは次のとおりである。

◎機種 NEC PC-9821V200/S7D

◎ソフト クラリス

ファイルメーカーPro3.0

- (2) データの入力画面は図2のとおりである。これは、資料カードのデータのうち、代官・郷元・庄屋・組頭・百姓代を削除し、所蔵者の旧町村名・所蔵形態・原本の有無・配架位置・検索項目を追加したものである。

フィールドの設定は次のとおりである。

フィールド名	タイプ	オプション等
所蔵者名	テキスト	ポップアップメニュー
旧町村名	テキスト	ポップアップメニュー
所蔵形態	テキスト	ラジオボタン
分類記号	テキスト	
分類番号	数 字	
資料番号	テキスト	
連 番	テキスト	
枝 番	テキスト	
和 暦	テキスト	
西 暦	テキスト	
文書の形態	テキスト	ラジオボタン
原本の有無	テキスト	ラジオボタン
複写の形態	テキスト	ラジオボタン
複写の索引番号	テキスト	
表 題	テキスト	
内 容	テキスト	

差出人	テキスト
宛 名	テキスト
配架位置	テキスト
検索項目	テキスト

入力は、資料カードを見ながら行っている。ただし、現段階では配架位置と検索項目は入力していない。配架位置は、「情報館」が完成し、資料の置場が確定してからの入力となる。また、検索項目は、データの入力が一通り終わってから行う予定である。なお、明治以降の旧役場文書は、簿冊として保存しており、中身が多岐にわたるので、この欄は空欄のままにする予定である。

資料のグループ分けとしては、旧役場文書と個人所蔵文書を予定している。

3. データの検索

- (1) データの検索画面は図3のとおりである。これは、データ入力画面の中から、分類記号・分類番号・和暦・西暦・表題・内容・旧町村名・所蔵者名・資料番号・検索項目を抽出したものである。

このうち、検索に使用する項目は次のとおりである。

①分類記号・分類番号

分類記号は、近世文書がアルファベットの大字、近・現代文書が小文字を使用している。

②和暦・西暦

和暦・西暦は、検索条件と同じ年号の抽出ができ、さらに西暦は、大小関係の比較演算子（<>）を使用したり、範囲を指定（例：1900…1910）しての検索もできる。

③旧町村名

所蔵者の住所により、十日町市に合併する前の旧7町村に分類している。

④所蔵者名

⑤検索項目

この欄は、スペースで区切られた字句を対象として検索をするが、入力された字句と完全一致しなくても検索が可能である。つまり、字句の中に含まれている1字、もしくは複数の字を検索条件とする検索が可能である。

例えばこの欄に、「飛渡川新開出入」と「新田開発」の2つの項目が入力されているとすると、「川」「田」などの1文字や「新開」「出入」「新

開出入」「新田」「開発」などで検索することができる。

なお、検索画面左端の「入力」ボタンを押すと、そのデータの入力画面（図2）に切り替えることができるようになっていいる。同じように、入力画面最上段の「文書目録一覧」ボタンを押せば、検索画面（図3）に切り替わる。

(2) 今回の資料のデータベース化により、従来の資料目録（所蔵者ごとに整理・分類された冊子）で検索するより、次の点が改善される。

- ①入力した全データを対象とした検索が可能になる。
- ②検索項目欄により、従来の資料目録とは異なった視点（分類）での検索が可能になる。

4. 今後の課題

現在行っている資料のデータベース化の対象は、寄贈・寄託された資料に限っている。そこで、今後の課題としては、次のようなことが考えられる。

- (1) マイクロフィルムやコピーなど、複写資料として収集されている資料のデータベース化。
- (2) 簿冊として保存されている資料の細目録化。現在は、1点の資料として簿冊の表題で処理されているが、中身は多岐にわたるので、1頁（1件）ごとの細目録化が必要である。
- (3) 廃棄される行政文書の中から、歴史的資料価値を持った文書をどう収集するか。
- (4) 上記3点を実施するには、「情報館」に資料を移管した後も、文書担当の専任職員の配置が不可欠となる。
- (5) 個人所蔵の文書は、家の新改築や土蔵の取り壊しなどの際に、廃棄される場合が多い。「情報館」が完成したら、これらの文書所蔵者に、廃棄しなければならない場合は、「情報館」に寄贈・寄託して収蔵できることをPRする必要がある。

おわりに

資料のデータベース化は、市民（もちろん市外の研究者も含む）の地域研究のための素材を、迅速に提供できるよう行っているものである。まだ緒に付いたばかりの作業で、これから解決しなければならない課題も多い。そして、12年という歳月をかけて行われた市史編さん事業も、出版が終わったから完了した、というわけにはいかない。その裏付けとな

った資料が、きちんと整理・保存されて、しかも誰でもが利用できるようになってこそ、一区切りついたといえよう。

さらに、十日町市の歴史は日々続いているわけであるから、第2次の市史編さん事業が、将来必ず行われる。その時のためにも、現在の資料も収集・整理・保存し、活用できるようにしておかなければならない。

こうした地道なデータの蓄積が行われ、活用もしやすくなれば、市民だけでなく市外の研究者も訪れるようになってくれるものと思う。そうなれば、文書資料を介して交流人口が増えることになる。そんな日が1日も早く訪れること夢見ている。

（佐野）

文書目録・入力フォーム

所蔵者名	木沢村役場		
旧町村名	木沢村		
所蔵形態	☒ 寄贈 ☐ 寄託		
分類記号	51		
分類番号	01		
資料番号	00001	連番	
和暦	昭和	33	年
西暦	1958/04/01		
文書の形態	☐ 状 ☒ 冊		
原本の有無	☒ 有 ☐ 無		
複写の形態	☒ 無 ☐ マイクロロール ☐ マイクロフィッシュ ☐ 写真		
複写の索引番号			
表題	昭和33年度～36年度員野組合立関係図		
内容			
送出入	木沢村役場		
宛名			
配架位置			
検索項目			

図2

分類記号	分類番号	和暦	西暦	表題
内容				
51	01	昭和	1958/04/01	昭和33年度～36年度員野組合立関係図
木沢村	木沢村役場	00001		

図3

十日町市出土のスタンプ形土製品 2 例

石 原 正 敏

はじめに

縄文時代には、数多くの土製品が生み出されている。土偶、土版、球状土製品、土錘、三角壩形土製品、土製円盤、動物形土製品、土製耳飾(耳栓)、耳形・鼻形・口形土製品、土製仮面など多種多様であるが、そのほとんどが使用目的のよくわからないものである。これから紹介するスタンプ形土製品(註1)もその一つである。

本2例は、いわゆる発掘資料である。しかし、2は現場で発見、識別され、1は水洗・注記作業の中で抽出されている。県内でも出土例の少ない資料であり、今後の研究進展の一助となれば幸いである。合わせて、スタンプ形土製品に関するデータも提示した。諸賢のご教示をお願いしたい。

1. 遺跡の位置と概要

柳木田遺跡は、十日町市大字新宮(新宮第二)に所在する。遺跡は信濃川右岸の河岸段丘(根深面)の縁辺部に位置し、標高は150mである。市教育委員会が1984～85年(昭和59～60)に苗場下段地区県営ほ場整備事業に伴い、1次・2次調査(約5000m²)を実施した。その結果、縄文後期、弥生中期、古墳前期、奈良、平安、中世、近世の複合遺跡と判明し、多くの遺物や遺構が発見された。土製品は、スタンプ形土製品のほか腕飾、耳飾、土偶、土錘が出土した。調査概要は次の文献を参照願いたい(石原編1988、菅沼ほか1996)。

野首遺跡は、十日町市下条1丁目(上新田)に所在する。遺跡は、信濃川右岸の河岸段丘(石名坂面と根深面)の縁辺部に位置し、標高は110～124mである。市教育委員会が1989年(平成元)に、送電線鉄塔建設工事に伴い1次調査(約1700m²)を実施し、1995～96年(平成7～8)には下条地区県営ほ場整備事業に伴い、2次・3次調査(約6300m²)を行なった。その結果、縄文前期～後期、平安、中世の複合遺跡と判明し、多くの遺物や遺構が発見された。土製品は、スタンプ形土製品のほか耳飾、土製円盤、土偶、三角形土版、三角壩形土製品が出土した。調査概要は次の文献を参照願いたい(菅沼ほか1996、同1997)。

2. 個別記載(図1～2)

1は長軸3.0cm、短軸1.7cm、高さ(厚さ)2.2cm[本体0.9cm、ツマミ部1.3cm]、重さ7.0gである。1次調査(84年11月29日)のBJ-9グリッド3層で出土した。ほぼ完形品である。表側に沈線で文様が描かれており、裏側には円孔をもつツマミ部が作り出されている。穿孔は片側から行なわれており、使用痕と思われるスレも認められる。やや赤みをおびた褐色を呈し、焼成及び保存状況は比較的良好である。胎土には白色の細砂粒を少量含む。顔料等の付着は認められない。

2は長軸6.5cm、短軸5.3cm、高さ(厚さ)3.3cm[本体1.3cm、ツマミ部2.0cm]、重量67.5gである。3次調査(96年6月19日)のKF-15グリッド2層で出土した。完形品である。表側に沈線と円形刺突で文様が描かれており、裏側には円孔をもつツマミ部が作り出されている。穿孔は、片側から行なわれている。褐色を呈し、焼成及び保存状況は良好である。胎土は精緻で、黒色の細砂粒を少量含む。顔料等の付着は認められない。

いずれも、縄文後期の所産と考えられるが、細かな時期などは特定できない。

3. スタンプ形土製品について

(1)形態及び大きさ

扁平な楕円形や円形をした本体に、ツマミ部が付いた形をしており、現代のスタンプや印鑑に似ているところから、このように呼ばれている。多くは表側に左右または上下相称の文様が刻まれている。文様は渦巻文、鋸歯文、弧線文などを主にするが、縄文のみの例もある。統計的には長軸、短軸ともに3.0～5.5cm、高さ(厚さ)2.0～4.0cm位の大きさのものが多くいようである。重さについては、記載がほとんどないので不詳である。

(2)分布及び時期(図3)

東北地方から関東地方にかけての地域に分布するといわれている。先行研究や博物館の特別展図録などを手掛りに、出土遺跡及び点数を北から順に道県別にひろってみると北海道(美々(4)遺跡1点)、青森(風張(1)遺跡20点、倉石村内1点)、秋田(麻生遺跡

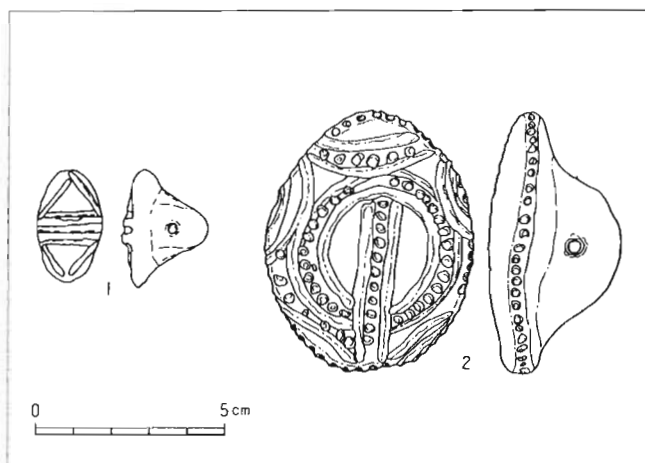


図1 スタンプ形土製品実測図
(1.柳木田遺跡 2.野首遺跡)

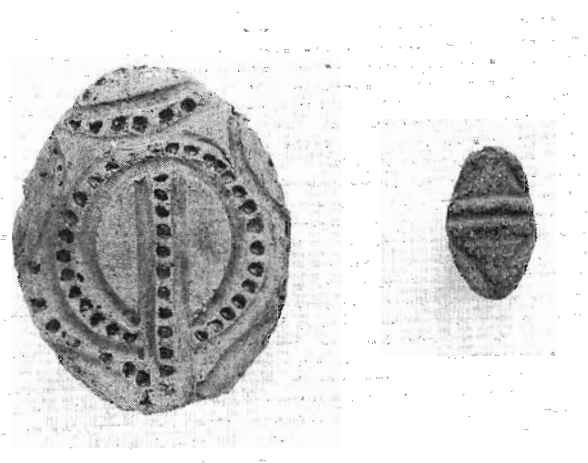


図2 スタンプ形土製品(写真)

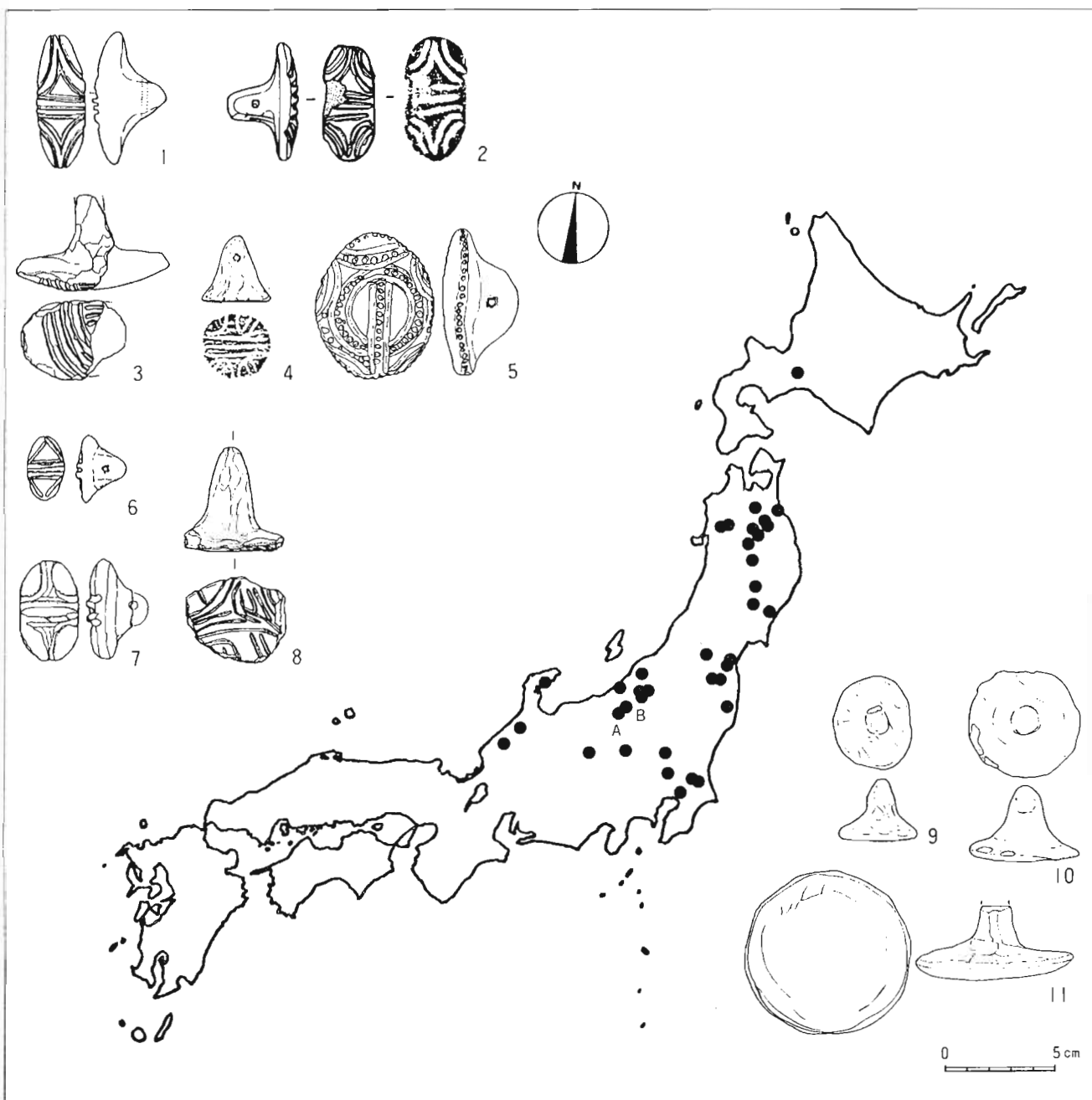


図3 スタンプ形土製品出土遺跡と実測図(一部)

(1.藤株 2.左沢 3.上ノ原 4.金塚A 5.野首 6.柳木田 7.刈羽大平)
(8.真脇 9~10.羽白C 11.三貫地貝塚 A.柳木田 B.野首)

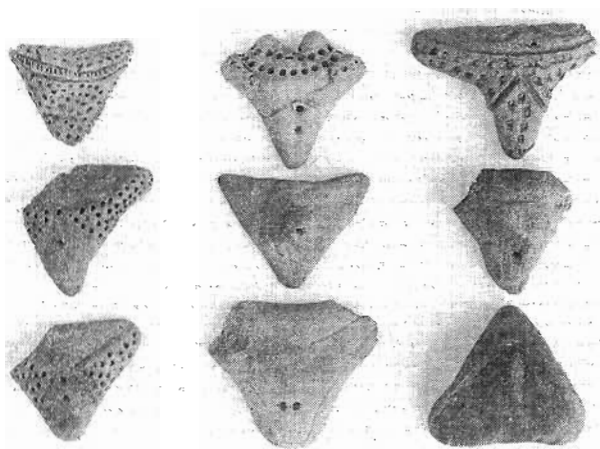


図4 三角形土版（左列・中列6点 野首遺跡、
右列3点 ぼんのう遺跡）

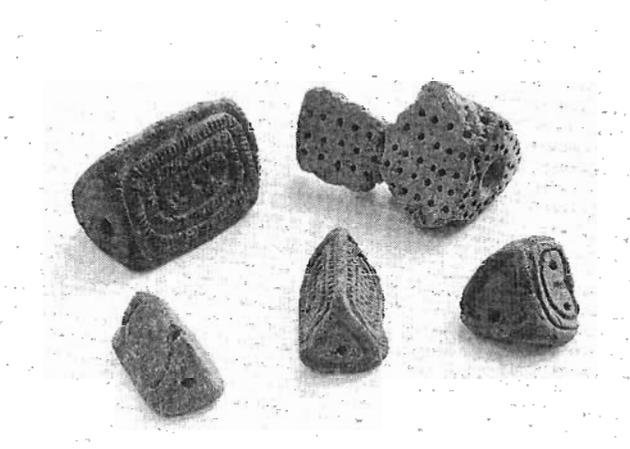


図5 三角塙形土製品（後2点 笹山遺跡、
前左・中 ぼんのう遺跡、前右 野首遺跡）

1点、藤株遺跡5点）、山形（左沢遺跡1点）、岩手（立石遺跡3点、上斗内III遺跡2点、葎内遺跡3点、貝島貝塚1点、馬場野II遺跡8点、青久保遺跡1点、小井田遺跡1点、軽米町内1点）、宮城（田柄貝塚4点）、福島（三貫地貝塚1点、愛谷遺跡1点、上ノ台A遺跡1点、羽白C遺跡1点、新地小川貝塚1点）、茨城（福田貝塚1点、椎塚貝塚2点）、栃木（寺野東遺跡9点）、千葉（草刈場遺跡1点、東金野井貝塚1点）、新潟（村尻遺跡1点、上ノ原遺跡1点、岩野原遺跡4点、金塚A遺跡1点、三仏生遺跡1点、刈羽大平遺跡1点）、長野（前山遺跡1点、ほうろく屋敷遺跡1点）、石川（真脇遺跡1点、横北遺跡1点、御経塚遺跡1点）など30数遺跡、計80数点にのぼる。これに、本2例が加わった。今後、調査報告書等を丹念に調べれば、その数はさらに増えるであろう。6年ほど前に設楽博己氏が示した分布域（設楽1992）よりはるかに広範囲の遺跡で発見されているが、それは発掘調査の進展によるものであり、今後さらに変化すると思われる。

時期は、縄文後期を主体とするが、真脇遺跡など晩期の資料が少しある。風張(1)遺跡など少数の例を除くとほとんど遺構に伴わないため、時期決定が難しいようである。時代、時期、対象が異なるが、先にまとめた釣り針形石器、アメリカ式石鏃、耳形土製品等も同様の性格を持つ（註2）。

(3)用途

ツマミ部には多くのものに孔が穿たれ、首などから垂下した装飾品か、あるいは護符ではないかと考えられている。「縄文ハンバーグあるいは縄文クッキーなどといわれる加工した食品に押して目印にした

とする考えや顔料を付けて体に押しつけた塗彩用、男女の性器結合と見立てた豊じょう祈願、あるいは装飾品などの用途が考えられている。分銅形土製品はスタンプ形土製品に似ているものの、本体部分には同様な文様がないことから区別される」（註3）という意見もある。（財）辰馬考古資料館所蔵の石冠形土製品（小田ほか1996）はスタンプ形土製品と形態的に類似する。

私は、信濃川流域の縄文中～後期遺跡で出土する三角形土版（註4、図4）や三角塙形土製品（図5）がスタンプ形土製品と何らかの関係があるのではないかと考えている。考古資料において、女性がいかに表現されてきたかという歴史的経緯はもちろんのこと、縄文人の思想や哲学といった観点からも再検討する必要があると思う（註5）。いずれ稿をあらためて論じてみたい。

おわりに

整理作業中に発見した1個の土製品から、実に多くのことを学んだ。限られた紙数のため研究メモの域を出ないが、今後発見例が増え、分布、時期、用途等がさらに明確になるよう期待したい。

本稿は、この10数年にわたり発掘調査及び遺物整理の諸作業に携わっていただいた、多くの方々のご協力によって成し得たものである。個々に名前を記さないが、厚く御礼申し上げる。また、一緒に仕事をし、日頃より啓発をいただいている阿部恭平、上野洋子、太田喜重、角山誠一、吉楽勝弥、佐藤実千代、菅沼亘、竹内俊道、中澤幸男、山田敏枝の各氏のご厚情にも感謝申し上げます。

なお、成稿までに石川智紀、今福利恵、小熊博史、北村亮、木村祐治、櫛原功一、田中耕作、寺崎裕助、中野純、(故)縄ふみと、原田昌幸、廣野耕造、福富幸、増子正三、宮内信雄、宮尾亨の各氏から御教示をいただいた。写真は庭野良平氏の撮影による。御礼申し上げる。

註

- 1 名称及び定義の参考にした辞典類は、『図解考古学辞典』(小林行雄 1959 東京創元社)、『日本考古学辞典』(八幡一郎 1962 東京堂出版)、『日本考古学小辞典』(藤村東男 1983 ニュー・サイエンス社)、『日本考古学用語辞典』(齊藤忠 1992 学生社)等である。
 - 2 石原正敏 1992 「縄文時代の石製釣り針についてー十日町市横割遺跡の調査からー」『市史リポートとおかまち』第6集、同 1996 「アメリカ式石鏃再考」『考古学と遺跡の保護』甘粕健先生退官記念論集刊行会、石原正敏・木村祐治 1996 「新潟県新津市原遺跡出土の耳形土製品」『縄文時代』第7号
 - 3 八戸市博物館 1997 『風張遺跡の縄文社会』
 - 4 田辺早苗 1990 「三角形土偶」『季刊考古学』30 雄山閣
 - 5 福富幸ほか 1996 『女はどう表現されてきたか』岡山県立美術館が、その先駆的研究である。
- 引用・参考文献 (50音順)
- 荒田昌典ほか 1997 『縄文の暮らしと精神文化』遠野市立博物館
- 石原正敏編 1988『ガイドブック 十日町市の遺跡』十日町市博物館
- 石原正敏 1997「第二章 縄文時代」『十日町市史通史編1 自然・原始・古代・中世』
- 磯前順一・赤澤威 1996 『東京大学総合研究博物館所蔵 縄文時代土偶・その他土製品カタログ〔増訂版〕』言叢社
- 市川健夫ほか 1996 『縄文人の一生ー北村遺跡に生きた人々ー』長野県立歴史館
- 井上洋一・松浦宥一郎 1996 『東京国立博物館図録 縄文遺物篇 (土偶・土製品)』中央公論美術出版
- 岩上照朗・小森哲也ほか 1994 『寺野東遺跡ー発掘調査概要報告ー』栃木県教育委員会ほか
- 大竹憲治 1992 「スタンプ形土製品の用途とその終焉ー民俗資料に残るスタンプ形土製品の終焉形

- 態ー」『史峰』18 新進考古学同人会
- 大矢邦宣・鈴木宏ほか 1993 『じょうもん発信』岩手県立博物館
- 小田富士雄ほか 1996 『縄文と弥生の神と祈り』北九州市立考古博物館
- 小野昭・前山精明ほか 1994 『巻町史資料編1 考古』
- 小林達雄・小野昭・小熊博史ほか 1992 『長岡市史資料編1 考古』
- 設楽博己 1992 「呪具と装身具」『図解・日本の人類遺跡』東京大学出版会
- 品田高志ほか 1985 『刈羽大平・小丸山』柏崎市教育委員会
- 菅沼亘・阿部恭平・石原正敏ほか 1996 『十日町市史資料編2 考古』
- 菅沼亘・角山誠一・吉楽勝弥 1997 『野首遺跡発掘調査概要報告書』十日町市教育委員会
- 鈴鹿良一ほか 1989 『真野ダム関連遺跡発掘調査報告ー羽白C遺跡・宮内A遺跡・宮内B遺跡ー』福島県教育委員会ほか
- 鈴木啓ほか 1988 『三貫地貝塚』福島県立博物館
- 関雅之ほか 1982 『村尻遺跡I』新発田市教育委員会
- 高橋裕ほか 1995 『真脇遺跡と縄文文化』石川県立歴史博物館
- 高堀勝喜・山田芳和ほか 1986 『真脇遺跡』能都町教育委員会
- 手塚孝・菊地政信ほか 1984 『左沢』米沢市教育委員会
- 富樫泰時ほか 1981 『藤株遺跡発掘調査報告書』秋田県教育委員会
- 藤原妃敏ほか 1993 『発掘ふくしま』福島県立博物館
- 三浦圭介ほか 1992 『青い森の縄文人とその社会ー縄文時代中期・後期編ー』青森県文化財保護協会
- 三澤正善 1996 『縄文時代の自然と祈り』小山市立博物館
- 山口晋ほか 1989 『縄文の石と祈りー東北の配石と土偶ー』三春町歴史民俗資料館
- 山田英雄ほか 1983 『新潟県史資料編1 原始・古代ー』
- 横山浩一ほか 1995 『縄文時代展ー自然とともに生きた人々ー』福岡市博物館

安政5年の俳句集『越の花』

須藤重夫

改題された書名

和綴2冊で安政5年に刊行された『越の花』は、博物館所蔵の句集である。この句集には、幕末期の越後の著名俳人達とその句がほとんど網羅されている。序文の見られる前編には蒲原郡以北を、後序のある後編には三島・古志から魚沼・頸城郡の俳人達の句が収載されているが、蒲原郡の内でも現在の見附市内のものは後編に収載されている。

『越の花』という書名は、以前の所有者が、題箋の剝離した本を入手し、内容を吟味した結果、納得した題名を記入したのであろう。

この本の本来の書名は『俳家人名録』である。それは、当時越後俳壇を指導した見附在住の大宗匠六合庵茶山が末尾に「俳家人名録序」と記していることから明らかである。

『俳家人名録』概説

以下、古文調ではあるが、茶山の文をそのまま載せるので、味わって欲しい。

俳家人名録後序（読点は著者挿入）

「世に名利を好まずといへる人あり、何そ其赤心にあらんや、かみつ代はいさしらす、近くハその志をとけ得すして止む事なく、隠逸めかす輩のいへるならん、爰に今町の司笠、妻有の克明をかたらひ、卒におもひ立て、我か越の俳諧に遊ぶ人々の姓氏通称をしるす、されと、しやせまからされハ、面を合すもの五六にして、餘ハ文に聞え、人伝に聞たるも老生なれハ違覆の誤なき事もあらし、そハその告を待て点清し、文音風交の便り且ハ今蕉門さかんなるを後世に伝ふの老婆心ともいふへし」

安政戊午 秋

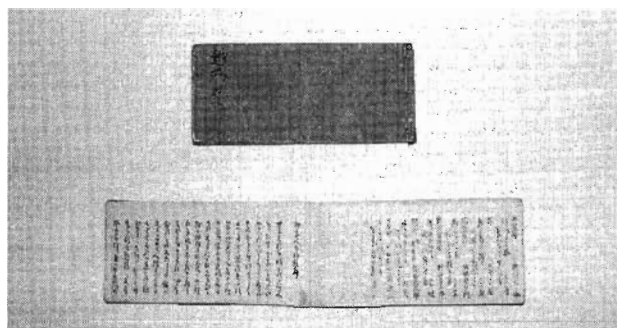
茶山

前編の序文は、これも当時の越後の大宗匠の一人であった水原の乙良がのべている。

越後俳人一人一句の句集だが、俳人とその句は長年にわたって茶山の編集した『梅草紙』『常磐集』の中から今町の司笠と妻有千手の克明が選んだものだという見方がされているようである。筆者はそこまで確認していないが、うなずける点がある。

妻有俳壇のにぎわい

前後合わせて1,097人の句が一句づつ収載されている中で、妻有俳人の句は120句と一割を超える。これ



『越の花』（俳家人名録）、十日町市博物館所蔵
表紙と内容部分

を魚沼郡の中で比較すると小千谷市・北魚沼郡の46句、南魚沼郡の41句と比べ圧倒的である。編集子の一人が克明という事情を考慮しても当時の妻有俳壇の隆盛ぶりを見ることができる。

『俳家人名録』刊行の翌年、越後の高名俳人を番付にまとめた『北越俳諧高名鑑』が版刻されるが、ここでも351人中、妻有の俳人は32人と一割近い数を占めている。いずれにしても幕末期の越後俳壇の中で妻有俳壇の占める割合は非常に高かったといえよう。

妻有俳壇の大御所蘿斎の句は“足らぬ日に余る句ひや菊の花”、十日町の大御所閑得の句は“名月や入江へだてゝ焚かゝり”と見え、同じ十日町の俳人で『越の山桜』の編者芳草庵喜遊の句は、“永き日や同じたよりの二度ととく”、編者の一人である克明の名は古林（小林）友吉郎であるが、彼の句は“昼顔や手にむすふほと水もさす”とある。また、女流俳人が6人もみられるのは魚沼郡の中で妻有だけである。その中で永寿女（酒井氏室）の句は“黄鳥や寝て居てきくも果報哉”とある。収載された俳人達の数を旧町村単位でながめると、多い順に中条の27人、吉田の20人、千手の18人、十日町の16人、仙田の10人、川治7人、上郷6人、上野5人、下条3人、水沢3人、橘3人で、芦ヶ崎・六箇が1人づつになっている。この句集の中に見る妻有俳人は120人と、他地域に比べかなり高い位置にあったことは繰り返し述べたとおりであるが、底辺にはこの何倍かの広がりがあったことを忘れてはならない。

なお、この冊子の活字本は平成元年、見附市の同人の手により、野島出版から刊行されている。

（十日町市文化財保護審議委員）

V. その他

『笹山遺跡発掘調査報告書』刊行事業について

はじめに

昭和60年代に始まった県営ほ場整備事業に伴う大規模発掘調査も平成9年度でピークを越え、これから文化財課は、発掘調査一辺倒であった埋蔵文化財整理体制から、継続的に発掘調査報告書を刊行してゆく整理体制へ変換して行かなければならない時期にきている。このような状況の中で、平成9年度より文化財課では、発掘調査と報告書刊行事業を並行して行う体制が一時的に組まれた。これまでに報告書が刊行されずに積み残されている遺跡は、大小含め100遺跡を越える。これらの中から、火焰型土器などの重要文化財を保有する笹山遺跡が選ばれた。

この事業のために、専従職員2人、臨時職員2人、日々雇用整理作業員7人が配置され、1998年（平成10）9月末刊行をめざし、1997年（平成9）4月より本格的な整理作業を進めている。

1. 報告書の内容

遺跡の概要 笹山遺跡は、市街地の北東約3.5kmに位置する縄文時代中期と中世の集落跡である。市営笹山球場・陸上競技場などの建設に伴い、1981（昭和56）～1985年（昭和60）に7次にわたる調査が市教育委員会により行われている。

調査面積は、約15,000㎡におよび、炉跡112基、掘立柱建物跡27軒などが検出されている。出土している遺物は、縄文時代中期前葉～後期前葉の土器、土製品、石器、中世の青磁・白磁、珠洲焼などの陶磁器類である。

なお、火焰型・王冠型土器・土製品・石器など縄文時代の遺物928点が、1992年（平成4）に重要文化財に指定されている。

報告書の体裁 体裁は、以下のとおりである。

名称：十日町市埋蔵文化財発掘調査報告書第14集

『笹山遺跡発掘調査報告書』

体裁：A4判 横書・一段組

頁数：総頁数 400頁（予定）

本文・観察表 150頁（書籍用紙・中性紙）

図面図版 150頁（上質紙・中性紙）

写真図版 100頁（アート紙）

印刷部数：1,000部（増し刷り含む）

目次構成 目次構成は、以下のとおりである。

カラー写真図版

序、例言、凡例、目次、挿図・表目次

第I章 遺跡の環境

1. 地理的環境
2. 歴史的環境

第II章 発掘調査の概要

1. 調査の経緯と体制
2. 調査の方法
3. 基本層序
4. 整理作業

第III章 縄文時代の遺構と遺物

1. 遺 構

- A 竪穴住居跡 B 炉跡 C 配石遺構
D 土坑 E 埋設土器

2. 遺 物

- A 土器 B 土製品 C 石器

第IV章 中世の遺構と遺物

1. 遺 構

- A 掘立柱建物跡 B 鍛冶工房跡
C 土坑 D 井戸跡 E 溝跡

2. 遺 物

- A 陶磁器類 B 石製品 C 鉄製品

第V章 総 括

1. 縄文時代

- A 土器 B 石器 C 遺構

2. 中 世

- A 遺物 B 遺構

引用・参考文献、重要文化財指定品一覧
日本語要旨、英文要旨、観察表、図版

編集方針 原稿の執筆を含め整理期間が実質1年と限られているため、以下の編集方針をたてた。

- ①実測図・表などを多用し、客観的なデータの提示に努める。特に土器・石器の実測図は、載せられるだけ載せ、縮尺もできるだけ大きくする。
- ②報告書に付き物である考察編は掲載しない。書きたい場合には、報告書刊行後に各担当者が専門誌に投稿するなどして対応する。
- ③図・写真は本当に必要であるものだけを掲載し、文章・図版ともコンパクトにまとめる。
- ④高価な装丁にせず、報告書を必要とする人が誰でも手に入れることができるようにする。

2. 整理方法

発掘調査が終了してから12年の歳月が過ぎ、遺物の水洗・注記、土器の接合・復元など基礎的な整理作業は、4月の時点で既に終了していたため、ここではそれ以降の作業について述べる。

(1) 土 器

土器片の出土量は、木箱（35×50×深20cm）にして約700箱、復元された土器は、270個体以上にのぼる。

実測・トレース 図化掲載した復元土器は175個体である。これらの実測には、長焦点方により撮影した写真から図を作成する写真实測を用いた。人手・整理期間が限られていたため、65個体については実測からトレースまで業者に委託した。

残りの110個体は、以前小川忠博氏に撮影を依頼したものであり、前職員と大学生（考古学専攻）が実測を行った。これらのトレースについては、70個体を業者に委託し、残りの40個体は大学生が行った。実測にあたっては、原寸もしくは1/2に引き伸ばした写真にトレーシング・フィルムを重ね、鉛筆で行った。トレースは1/2縮小で行い、出来上がりが1/4になるようにした。

拓本 復元土器だけでは時期に偏りが見られるため、800点ほど土器片を選び出し、拓本をとった。作業は、大学生と作業員が行い、大学生がチェックした。また、一部の復元土器に関しても、地文に縄文が施されているものについては、部分的に拓本を取り、トレース図に貼り込んだ。拓本は2/3に縮小し、また、断面も2/3縮小トレースし、出来上がりが1/3になるようにした。

(2) 土製品

破片を含め全資料118点を図化掲載した。これらの内、耳飾、土偶、三角形土偶、三角壙形土製品、ミニチュア土器など完形に近く、文様・形状が複雑なもの91点については、写真实測により実測図を作成した。撮影は、小川忠博氏に依頼した。実測は、写真を原寸に引き伸ばして作業員が行い、担当が修正・トレースした。トレースは原寸で行い、出来上がりが1/2になるようにした。

(3) 石 器

石器は、約9,500点余りが出土している。その内約6,900点は剥片類である。

実測 剥片類を除く600点を図化掲載した。人手・整理期間が限られていたため、石鏃・尖頭器・楔形石器・三脚石器・板状石器・打製石斧・石核の計280点については、写真实測により実測を行い、小川忠博氏に撮影を依頼した。

実測にあたっては、写真を原寸に引き伸ばし、外形線・稜線・断面は作業員が描き、リング・フィッシャーは担当が入れた。磨製石斧・磨石類・石皿・砥石・石棒の計239点は、三角定規とデバイダーを使用して作業員が実測し、担当が修正した。その他、石錐・石匙・スクレイパー類・石製品など計81点は、担当が実測した。

トレース 外形線・稜線・断面は作業員、リング・フィッシャーは担当がトレースした。石鏃は、4/3拡大トレースし、出来上がりが2/3になるようにした。打製石斧・磨製石斧・礫器・石製品・石核は、2/3縮小トレースし、出来上がりが1/3、磨石類・石棒は1/2縮小トレースし、出来上がりが1/4、石皿・砥石は2/5縮小トレースし、出来上がりが1/5になるようにした。その他の剥片石器は、原寸でトレースし、出来上がりが1/2になるようにした。

分類・観察 時間的制約により、剥片類を除く資料について分類・観察を行った。まず、器種ごとに観察項目を設定し、遺物台帳を作成した。観察項目の記入は担当、計測は作業員が行った。そして、出来上がった遺物台帳をデータ・ベースソフト（マイクロソフト社アクセス）に入力し、属性表を作成した。なお、図化掲載した600点については、中村由克氏（野尻湖ナウマンゾウ博物館）に石材鑑定を依頼した。残りの資料については、中村氏の鑑定結果をもとに担当が分類した。

(4) 遺構図面

調査時に作成された図面は、遺構平面図・土層断

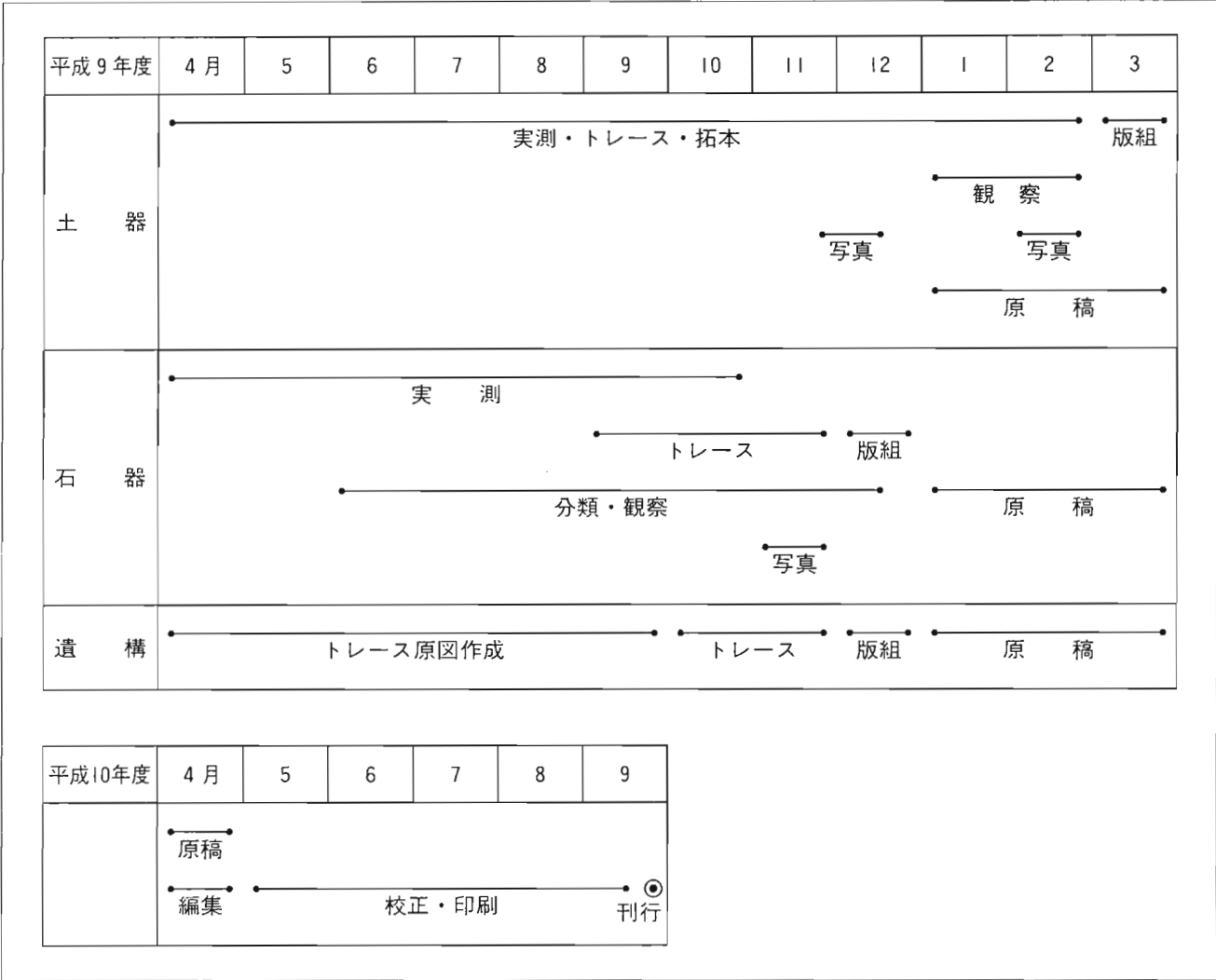


図 作業の経過と計画

面図など180枚ほどである。まず、遺構平面図と同縮尺で各遺構のエレベーション図を作成した。作業は整理補助員が行い、担当が修正した。

トレースにあたっては、竪穴住居跡1/40、炉跡1/20、土坑1/20、掘立柱建物跡1/40のトレース原図を作成し、竪穴住居跡は1/80、炉跡は1/30、土坑は1/40、掘立柱建物跡は1/80の出来上がりになるようにした。作業は、整理補助員と作業員が行った。

3. 経過と体制

整理作業の経過および今後の作業計画は、上図のとおりである。以下、今年度の整理体制を記す。

1997年度（平成9）

主 体 十日町市教育委員会（教育長 生越誠一）
 事 務 局 十日町市教育委員会文化財課
 担 当 阿部恭平（文化財課文化財第2係長）
 （編集）菅沼 亘（〃 主事）
 職 員 石原正敏（〃 第1係主任）
 整理補助員 浜田結花（〃 臨時職員）

保坂香代子（〃）

宮内信雄（國學院大學学生）

整理作業員 山田郁子 高橋真美子 梶沢美千代
 大谷幸子 小野塚ひろみ 樋口美保
 馬場奈穂子

おわりに

新年に入り、整理作業も大詰めを向かえている。9月末の刊行までには、まだ険しい道のりが続いているが、それを嘆いてばかりはいられない。転換期を向かえた文化財課は、その存続をかけて笹山遺跡に続く報告書の継続的な刊行を真面目に考えなければならない時期にきている。

笹山遺跡は、あくまでもスタートであって決してゴールではない。「一発花火」で終わらせてしまってはならないのである。（菅沼 亘）

謝辞 今年度の整理作業の中で、小川忠博、中村由克、原田昌幸、山内景行の各氏にご教示とご協力をいただいた。ここに記してお礼申し上げる。

教科書などに取り上げられた資料

博物館の文化財関係資料には、実物のほかレプリカや写真・ビデオなどの映像資料がある。このうち、貸出し件数が最も多いのは、写真の紙焼き、ネガ及びポジフィルムである。

貸出し内容は、十日町市博物館が所有する「越後縮関係資料」「十日町の積雪期用具」「笹山遺跡出土品」の重文資料が中心である。中でも最近は、縄文芸術の極致と謳われる笹山遺跡出土の火焰形土器が圧倒的に多く、次いで縄文編布の末裔とされる越後アンギン資料が続く。間接的なものとしては、当博物館の縄文人の生活を想定復元した「縄文ムラのく

らし～秋の一日・冬の日・竪穴の住まい」などの展示状況写真が多い（一覧表参照）。

貸出し先は、歴史・美術図書関係の出版社をはじめ、実にさまざまであるが、ここ数年は特に、小・中学校用の教科書及び教材、参考書関係の出版社が目立つ。次に掲載書の一、二を紹介するが、このため、全国津々浦々の小学生たちを中心に、多くの質問や難問、また資料請求が寄せられ、担当者は嬉しい悲鳴をあげながら、黙々と「お返事」を差し上げている。

（阿部恭平）

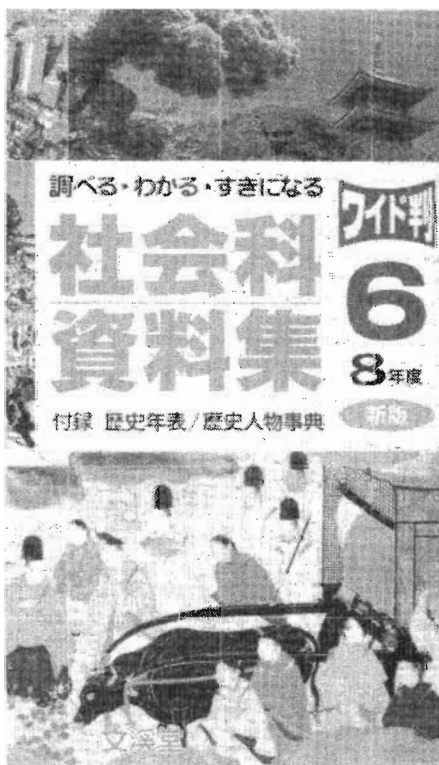
出版関係への文化財資料の貸出し状況一覧（実物以外のポジ・ネガ・紙焼き） 平成8年4月1日～9年3月31日

貸出先出版社名等	書籍名、刊行物名	貸出資料名	区分	備考
新潮社	百人一語	縄文人の配石墓と埋葬の展示状況	一般	東京
浜島書店	社会科資料カラー歴史	火焰形土器(笹山遺跡)	参考書	愛知、名古屋市
毎日新聞社	縄文人の世界	火焰形土器(笹山遺跡)ほか	一般	東京
日本文教出版	小学生の社会(日本のあゆみ)	火焰形土器(笹山遺跡)、縄文のくらし(竪穴の住まい)展示状況	教科書	東京 H7.2.15 文部省検定済
講談社	×百科事典	火焰形土器(笹山遺跡)	事典	東京
文溪堂	社会科テスト	石鏃(笹山遺跡)	教材	岐阜、羽島市
ポプラ社	よくわかる最新日本地理	竹スキー、スキー遊び、ホンヤラドウ、道踏み、雪の結晶ほか	参考書	東京、千代田区
学習研究社	よみがえる縄文人	火焰形土器(笹山遺跡)	一般	東京
至文堂	縄文時代の装身具	縄文女性像展示状況、石皿、ベンガラ魂	専門	東京
全教出版	中学社会科地理・雪国のくらし	農家の外部と内部ほか	参考書 (CD-ROM)	東京
文溪堂	社会科資料集	縄文ムラのくらし (秋の一日、竪穴の住まい)展示状況	参考書	岐阜、羽島市
山と溪谷社	Outdoor	縄文ムラのくらし (秋の一日、竪穴の住まい)展示状況	雑誌	東京
新人物往来社	立体復元 日本の歴史	縄文ムラのくらし、配石墓の埋葬、越後アンギンほか	一般	東京
日本放送出版協会	あの世と日本人	火焰形土器(笹山遺跡)	一般	東京
新潟県教育庁	教育月報	縄文ムラのくらし(冬の日)展示状況	雑誌	新潟
小学館	日本美術館	火焰形土器(笹山遺跡)	事典	東京
島田市博物館	特展・縄文土器展	火焰形土器(笹山遺跡)ほか	専門	静岡
学宝社	1年の補強学習	火焰形土器(笹山遺跡)	参考書	愛知、名古屋市
秋田県立博物館	特展・よみがえる縄文ファッション	越後アンギン編み工具一式	一般	秋田
大日本図書	衣の歴史	越後アンギンの袖なし、前かけ	参考書	東京
日本書籍	新版 高校日本史	地機図、高機図	教科書	東京
浜島書店	総合歴史	縄文人の食物(クリ、ドングリ、トチほか)	参考書	愛知、名古屋市
文溪堂	インターネット資料集	CD-ROM『雪国十日町』(新潟大学版)	参考書 (CD-ROM)	岐阜、羽島市
文化評論出版	乱世の縄文	火焰形土器(笹山遺跡)	一般	広島、広島市
里文出版	月間 目の眼	深鉢形土器(笹山遺跡)	一般	東京、新宿、島田市、特展関連
岩宿文化資料館	特展・むかしの技術	越後アンギン編み状況	一般	群馬、笠懸町
縄文芸術館	特展・縄文火焰展	火焰形土器(笹山遺跡ほか)、発掘状況など	一般	宮城、中新田町
神栖町 歴史民俗資料館	特展・縄文人からのおくりもの	火焰形土器(笹山遺跡)、縄文ムラのくらし (秋の一日)	一般	茨城、神栖町



小学校6年生用の社会科教科書である。平成7年文部省検定済。B5判。日本文教出版 発行。
『小学生の社会－日本のあゆみ－』第1ページ目の「地域の歴史を伝えるもの」の中で、笹山遺跡出土の火焼形土器を大きく紹介している。クレジットは

さすがに「もえさかる炎のような文様の土器」である。第2ページ目に、当博物館の「縄文ムラのくらし－竪穴の住まい」の展示状況と、笹山遺跡ののびとの一年（縄文カレンダー）や石槍を載せ、4500年ほど前の縄文時代の人々の生活を考えさせている。



小学校6年生用の社会科資料集である。平成8年度版。B5変形ワイド判。文溪堂発行。
「日本の歴史－国のなりたち～貴族の世の中」の導入ページを上・下2段に分けて、当博物館の展示状況「縄文ムラのくらし－秋の一日」と「冬の一

日を大きく掲載している。次のページの「かりや漁をしていたころ」では、笹山遺跡出土の石鍬や石皿などの道具類と、同じく「竪穴の住まい」の展示状況を載せ、縄文時代の人々の生活を食・住を中心にヒントを与えながら解説している。

資 料

附：市内遺跡一覧

附：指定文化財一覧

附：規則・様式例

市内遺跡一覧（平成10・3・31現在）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 愛宕山遺跡（十日町） | 35. 城塚遺跡（中条） |
| 2. 宮栗行塚遺跡（水沢） | 36. 新座原B遺跡（ 〃 ） |
| 3. カタガリ下原遺跡（ 〃 ） | 37. 山本遺跡（川治） |
| 4. 伯父ヶ窪A遺跡（川治） | 38. 大沢遺跡（ 〃 ） |
| 5. 中林I遺跡（吉田） | 39. 田麦原遺跡（六箇） |
| 6. 中山A遺跡（川治） | 40. 牧脇遺跡（水沢） |
| 7. 御嶽山遺跡（十日町） | 41. 寺山A遺跡（ 〃 ） |
| 8. 中林II遺跡（吉田） | 42. つつじ原A遺跡（ 〃 ） |
| 9. 城之越遺跡（十日町） | 43. 天池A遺跡（ 〃 ） |
| 10. 中山C遺跡（川治） | 44. 天池B遺跡（ 〃 ） |
| 11. 上ノ原遺跡（吉田） | 45. 横割遺跡（ 〃 ） |
| 12. 寺山B遺跡（水沢） | 46. 南雲遺跡（ 〃 ） |
| 13. 伊達遺跡（ 〃 ） | 47. 干溝原遺跡（ 〃 ） |
| 14. 赤羽根遺跡（ 〃 ） | 48. 宮栗上原遺跡（水沢） |
| 15. 宮栗遺跡（ 〃 ） | 49. 南原遺跡（ 〃 ） |
| 16. 桜ヶ丘遺跡（ 〃 ） | 50. 大井久保遺跡（ 〃 ） |
| 17. 馬場下原遺跡（ 〃 ） | 51. ぼんのう遺跡（ 〃 ） |
| 18. 大石遺跡（ 〃 ） | 52. 珠川A遺跡（ 〃 ） |
| 19. 麻畑原A遺跡（六箇） | 53. 珠川B遺跡（ 〃 ） |
| 20. 城倉遺跡（水沢） | 54. 珠川C遺跡（ 〃 ） |
| 21. 深沢遺跡（川治） | 55. 笹山遺跡（中条） |
| 22. 上塚原A遺跡（ 〃 ） | 56. 島C遺跡（ 〃 ） |
| 23. 馬場神社遺跡（水沢） | 57. 野首遺跡（下条） |
| 24. 桃山遺跡（ 〃 ） | 58. 上ノ山遺跡（吉田） |
| 25. カタガリ遺跡（ 〃 ） | 59. 上ノ山開墾地遺跡（ 〃 ） |
| 26. 新座原A遺跡（中条） | 60. 西山遺跡（ 〃 ） |
| 27. 伯父ヶ窪B遺跡（川治） | 61. 小坂遺跡（ 〃 ） |
| 28. 女池遺跡（飛渡） | 62. 天池C遺跡（水沢） |
| 29. 石橋遺跡（吉田） | 63. 水穴遺跡（ 〃 ） |
| 30. 市ノ坂遺跡（下条） | 64. 下梨子遺跡（十日町） |
| 31. 泥木遺跡（飛渡） | 65. 蟹沢遺跡（吉田） |
| 32. 林の下遺跡（下条） | 66. 麻畑原B遺跡（六箇） |
| 33. 行塚遺跡（ 〃 ） | 67. 狸原遺跡（吉田） |
| 34. 岩坪遺跡（飛渡） | 68. 樽沢開田遺跡（ 〃 ） |

69. 北 原 東 遺 跡 (中 条)
 70. 中 山 B 遺 跡 (川 治)
 71. つ つ じ 原 B 遺 跡 (水 沢)
 72. 椿 池 遺 跡 (〃)
 73. 牛 ケ 首 遺 跡 (〃)
 74. 北 原 西 遺 跡 (中 条)
 75. 西 浦 遺 跡 (川 治)
 76. 城 之 古 遺 跡 (〃)
 77. 上 塚 原 B 遺 跡 (〃)
 78. 四 ッ 宮 遺 跡 (十日町)
 79. 馬 場 上 遺 跡 (〃)
 80. 小 黒 沢 火 葬 墓 (水 沢)
 81. 伊 達 城 跡 (〃)
 82. 秋 葉 山 城 跡 (六 箇)
 83. 山 本 城 跡 (川 治)
 84. 赤 城 城 跡 (〃)
 85. 城 之 腰 城 跡 (十日町)
 86. 新 座 城 跡 (中 条)
 87. 陣 ケ ト ド 城 跡 (〃)
 88. 峰 の 薬 師 城 跡 (〃)
 89. 魚 ノ 田 川 城 跡 (飛 渡)
 90. 大 峰 城 跡 (中 条)
 91. 大 井 田 城 跡 (〃)
 92. 平 城 跡 (下 条)
 93. 原 山 城 跡 (〃)
 94. 花 水 城 跡 (中 条)
 95. 山 谷 城 跡 (吉 田)
 96. 小 泉 城 跡 (〃)
 97. 石 橋 城 跡 (〃)
 98. 狐 城 跡 (中 条)
 99. 下 狐 城 跡 (〃)
 100. 琵琶 懸 城 跡 (川 治)
 101. 坪 野 館 跡 (中 条)
 102. 尾 崎 館 跡 (〃)
 103. 桃 山 城 跡 (水 沢)
 104. 廿 日 城 跡 (下 条)
 105. 土 市 城 跡 (水 沢)
 106. 水 沢 館 跡 (〃)
 107. 川 治 百 塚 第 1 号 塚 (川 治)
 108. 川 治 百 塚 第 2 号 塚 (〃)
 109. 川 治 百 塚 第 3 号 塚 (〃)
 110. 川 治 百 塚 第 4 号 塚 (〃)
 111. 川 治 百 塚 第 5 号 塚 (〃)
 112. 川 治 百 塚 第 6 号 塚 (〃)

113. 川 治 百 塚 第 7 号 塚 (〃)
 114. 川 治 百 塚 第 8 号 塚 (〃)
 115. 川 治 百 塚 第 9 号 塚 (〃)
 116. 川 治 百 塚 第 10 号 塚 (〃)
 117. 川 治 百 塚 第 11 号 塚 (〃)
 118. 川 治 百 塚 第 12 号 塚 (〃)
 119. 川 治 百 塚 第 13 号 塚 (〃)
 120. 川 治 百 塚 第 14 号 塚 (〃)
 121. 川 治 百 塚 第 15 号 塚 (〃)
 122. 川 治 百 塚 第 16 号 塚 (〃)
 123. 川 治 百 塚 第 17 号 塚 (〃)
 124. 川 治 百 塚 第 18 号 塚 (〃)
 125. 川 治 百 塚 第 19 号 塚 (〃)
 126. 山谷七ツ塚第 1 号 塚 (六 箇)
 127. 山谷七ツ塚第 2 号 塚 (〃)
 128. 山谷七ツ塚第 3 号 塚 (〃)
 129. 山谷七ツ塚第 4 号 塚 (〃)
 130. 山谷七ツ塚第 5 号 塚 (〃)
 131. 山谷七ツ塚第 6 号 塚 (〃)
 132. 山谷七ツ塚第 7 号 塚 (〃)
 133. 寺 山 塚 (水 沢)
 134. 鎧 塚 (〃)
 135. 萱 峯 塚 1 号 塚 (下 条)
 136. 萱 峯 塚 2 号 塚 (〃)
 137. カ タ ガ リ 城 跡 (水 沢)
 138. 道 城 跡 (下 条)
 139. 高 橋 館 跡 (中 条)
 140. 北 原 八 幡 遺 跡 (〃)
 141. 池 ノ 端 遺 跡 (下 条)
 142. 柳 木 田 遺 跡 (水 沢)
 143. 江 崎 遺 跡 (〃)
 144. 栗 ノ 木 田 遺 跡 (川 治)
 145. 川 治 上 原 A 遺 跡 (〃)
 146. 川 治 上 原 B 遺 跡 (〃)
 147. 南 谷 内 館 跡 (水 沢)
 148. 伊 達 八 幡 館 跡 (〃)
 149. 寺 大 門 北 遺 跡 (〃)
 150. 寺 大 門 南 遺 跡 (〃)
 151. 河 原 田 遺 跡 (〃)
 152. 姿 城 跡 (〃)
 153. 馬 場 館 跡 (〃)
 154. 高 島 城 跡 (吉 田)
 155. 舟 山 遺 跡 (中 条)
 156. 社 畑 遺 跡 (〃)

157. 貉 原 遺 跡 (水 沢)
158. 大 清 水 遺 跡 (〃)
159. 朴ノ木清水 A 遺 跡 (〃)
160. 朴ノ木清水 B 遺 跡 (〃)
161. 新 座 原 C 遺 跡 (中 条)
162. 新 座 原 D 遺 跡 (〃)
163. 新 座 原 E 遺 跡 (〃)
164. 市 之 沢 城 跡 (水 沢)
165. 当 間 城 跡 (〃)
166. 大 坂 下 遺 跡 (〃)
167. 赤 川 遺 跡 (〃)
168. 烏 森 遺 跡 (〃)
169. 中 在 家 A 遺 跡 (〃)
170. 根 岸 遺 跡 (〃)
171. 中 段 遺 跡 (下 条)
172. 鍛 冶 遺 跡 (吉 田)
173. 鐙 坂 二 ツ 塚 (〃)
174. 幅 上 遺 跡 (〃)
175. 寺 屋 敷 遺 跡 (〃)
176. 中 田 遺 跡 (川 治)
177. 狐 塚 遺 跡 (〃)
178. 透 崎 遺 跡 (水 沢)
179. 小 坂 東 遺 跡 (吉 田)
180. 牛 塚 遺 跡 (〃)
181. 大 新 田 遺 跡 (〃)
182. 金 塚 (〃)
183. 鐙 坂 上 ノ 山 遺 跡 (〃)
184. 宮 ノ 上 A 遺 跡 (〃)
185. 宮 ノ 上 B 遺 跡 (〃)
186. 道 下 遺 跡 (中 条)
187. 延 命 寺 遺 跡 (吉 田)
188. 中 条 上 ノ 原 遺 跡 (中 条)
189. 田 中 町 遺 跡 (十日町)
190. 川 治 坂 ノ 上 遺 跡 (川 治)
191. カ ウ カ 平 A 遺 跡 (吉 田)
192. カ ウ カ 平 B 遺 跡 (〃)
193. 高 島 南 原 A 遺 跡 (〃)
194. 高 島 南 原 B 遺 跡 (〃)
195. 江 下 遺 跡 (中 条)
196. 神 宮 寺 遺 跡 (〃)
197. 大 船 山 遺 跡 (川 治)
198. 森 上 遺 跡 (〃)
199. 一 石 苗 遺 跡 (中 条)
200. 四 日 町 館 跡 (〃)

201. 中 道 遺 跡 (吉 田)
202. 舟 渡 遺 跡 (〃)
203. 思 川 遺 跡 (〃)
204. 中 ノ 沢 遺 跡 (川 治)
205. なんぜん萱場遺跡 (水 沢)
206. ぼんのう南遺跡 (〃)
207. 戸 屋 遺 跡 (下 条)
208. 上 組 A 遺 跡 (〃)
209. 上 組 B 遺 跡 (〃)
210. 上 梨 子 A 遺 跡 (十日町)
211. 上 梨 子 B 遺 跡 (〃)
212. や せ 舟 遺 跡 (〃)
213. 清 水 堰 遺 跡 (川 治)
214. 堀 ノ 内 原 遺 跡 (下 条)
215. 枯 木 遺 跡 (中 条)
216. 白 井 田 A 遺 跡 (〃)
217. 白 井 田 B 遺 跡 (〃)
218. 島 A 遺 跡 (〃)
219. 島 B 遺 跡 (〃)
220. 岡 山 遺 跡 (〃)
221. 谷 内 田 遺 跡 (〃)
222. アミダ屋敷 A 遺 跡 (〃)
223. 十 二 沖 A 遺 跡 (下 条)
224. 十 二 沖 B 遺 跡 (〃)
225. 春 山 遺 跡 (〃)
226. 寿 久 保 遺 跡 (〃)
227. 原 田 A 遺 跡 (中 条)
228. 原 田 B 遺 跡 (〃)
229. 梨 ノ 木 遺 跡 (〃)
230. 中 曾 根 A 遺 跡 (〃)
231. つ つ じ 原 C 遺 跡 (下 条)
232. 谷 地 A 遺 跡 (〃)
233. 中 新 田 A 遺 跡 (〃)
234. 中 新 田 B 遺 跡 (〃)
235. 廿 日 城 東 遺 跡 (〃)
236. 麻 畑 原 C 遺 跡 (六 箇)
237. 扇 田 遺 跡 (中 条)
238. 上 五 斗 苗 遺 跡 (〃)

指定文化財一覧（平成10・3・31現在）

区分	番号	種 別	名 称	員 数	指定年月日	所 在 地	所 有 者 (管理 者)	備 考
国	1	考古資料	笹 山 遺 跡 出 土 品 一 括	928点	平 4. 6.22	西 本 町 1	十日町市 (博物館)	縄文時代
〃	2	有形民俗	越後縮の紡織用具及び関連資料	2,098点	昭61. 3.31	〃	(〃)	江戸～明治
〃	3	〃	十日町の積雪期用具	3,868点	平 3. 1.19	〃	(〃)	江戸～昭和30年代
県	4	建造物	神 宮 寺 観 音 堂 ・ 山 門	2棟	平 3. 3.29	四 日 町	神 宮 寺	江戸期
〃	5	絵 画	山 水 図 鉤 雲 泉 筆 六 曲 屏	1双	昭29. 2.10	山 本	関口芳央	江戸末期
〃	6	彫 刻	木 造 十 一 面 千 手 観 音 立 像	1軀	昭46. 4.13	四 日 町	神 宮 寺	平安後期
〃	7	〃	木造四天王立像(伝広目天・伝毘沙門天)	2軀	昭49. 3.30	〃	〃	平安末期
〃	8	有形民俗	越 後 縮 幡	74旒	昭49. 3.30 (追50. 3.29)	吉田山谷ほか	吉田社ほか6 社(博物館)	江戸～明治
〃	9	史 跡	大 井 田 城 跡		昭53. 3.31	中 条	十日町市	南北朝期
〃	10	天然記念物	小 貨 諏 訪 社 の 大 ス ギ	1本	〃	小 貨	諏 訪 神 社	幹囲8.33m
市	11	建造物	智 泉 寺 山 門	1棟	平 6. 3.23	昭 和 町 3	智 泉 寺	江戸中期
〃	12	〃	観 泉 院 山 門	1棟	平 7. 3.24	土 市	観 泉 院	江戸中期
〃	13	絵 画	一 遍 上 人 絵 詞 伝	8巻	昭54. 9.12	川 原 町	小林賢有	江戸中期
〃	14	彫 刻	木 造 阿 弥 陀 如 来 立 像	1軀	平 8. 3.21	川 原 町	来 迎 寺	鎌倉後期
〃	15	工 芸	越 後 縮 ・ 裂 見 本 帳	2冊	昭47.11.28	本 町 3	蕪木孫右	江戸期
〃	16	〃	十日町織物歴代標本帳	32冊 (15)	昭62. 2.23 (追平1.2.16)	西 寺 町	十日町織物工場 協同組合 (博物館)	明25～昭13 明42～昭8
〃	17	〃	縮問屋加賀屋の御用縮及び関連資料	110点	平 2. 6. 8	西 本 町 1	蕪木元昭 (博物館)	江戸後期
〃	18	考古資料	馬 場 上 遺 跡 出 土 品	一 括	平 2. 2.22	〃	十日町市 (博物館)	古墳時代中期 ～平安時代
〃	19	〃	笹 山 遺 跡 出 土 品	〃	〃	〃	〃	中 世
〃	20	歴 史	旗 指 物	1旗	昭55. 4.11	六 箇 山 谷	富井清孝	江戸初期
〃	21	無形民俗	赤 倉 神 楽		昭51.11. 8	赤 倉	赤倉神楽会	
〃	22	〃	大 の 坂		昭59. 1.26	中 条 旭 町	中条大の坂会	
〃	23	〃	新 保 広 大 寺 節		〃	下 条 本 町	新保広大寺 節保存会	
〃	24	〃	新水のドウラクジン(道楽神)と ハネツケエーシ(羽根返し)		平 7. 3.24	新 水	新水地区	
〃	25	史 跡	四日町神宮寺境内地及び山林		昭47.11.28 (追49. 6.11)	四 日 町	竹内道雄	江戸期
〃	26	〃	大 黒 沢 正 平 在 銘 梵 字 碑	1基	昭51. 1.10	大 黒 沢	村山キノエ	南北朝期
〃	27	〃	鉢 の 石 仏		昭53. 1.28	鉢	鉢石仏会	江戸期民間 信仰跡
〃	28	〃	笹 山 遺 跡		平 4.12. 3	中 条 上 町	岩田榮一郎 ほか	縄文時代
〃	29	〃	羽 川 (秋 葉 山) 城 跡		平10. 3.25	麻 畑	羽川城跡会	戦 国 期
〃	30	名 勝	積 翠 荘		昭55. 4.11	吉 田 山 谷	酒井うめ子	江戸期
〃	31	天然記念物	姿 箭 放 神 社 大 ケ ヤ キ	1本	昭63. 7.20	姿	箭 放 神 社	樹齢約550年 幹囲5.14m
〃	32	〃	高 雷 神 社 社 叢		平 1.10. 3	背 戸	高 雷 神 社	
〃	33	〃	安 養 寺 松 尾 神 社 の 大 ス ギ	1本	平 4. 3.21	安 養 寺	安養寺地区	樹齢約500年 幹 囲 7 m
〃	34	〃	安 養 寺 円 通 庵 の 三 本 ス ギ	3本	〃	〃	〃	樹齢約500年
〃	35	〃	枯木又龍王池とカスミザクラ及び三本スギ	1か所1本 3本	平 6. 3.23	枯 木 又	東西枯木又	
〃	36	〃	入 山 の カ ス ミ ザ ク ラ	1本	平 9. 3.24	入 山	山 本 丑 松	

規 則

十日町市文化財保護条例及び同施行規則については、すでに文化財課年報 1 に掲載した。従って今号では、その目次のみを載せ、前号で省略した施行規則の別記様式を掲載する。

○十日町市文化財保護条例 (昭和57年 3 月24日条例第 5 号) (昭和46年12月22日条例第33号 十日町市文化財保護条例を全文改正) 目 次 第 1 章 総則 (第 1 条－第 3 条) 第 2 章 市指定有形文化財 (第 4 条－第15条) 第 3 章 市指定無形文化財 (第16条－第20条) 第 4 章 市指定民俗文化財 (第21条－第26条) 第 5 章 市指定史跡名勝天然記念物 (第27条－第30条) 第 6 章 文化財保護審議会 (第31条－第35条) 第 7 章 補則 (第36条) 附 則	○十日町市文化財保護条例施行規則 (昭和57年 4 月 1 日教育委員会規則第 7 号) (昭和47年 1 月31日教育委員会規則第 1 号 十日町市文化財保護条例施行規則を全文改正) 目 次 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条) 第 2 章 指定 (第 3 条－第 5 条) 第 3 章 管理等 第 1 節 届出 (第 6 条－第16条) 第 2 節 現状変更 (第17条－第25条) 第 4 章 雑則 (第26条) 附 則
--	--

□条例・施行規則と別記様式対応表

様 式	施 行 規 則	条 例
第 1 号	第 2 章指定第 3 条	第 4 条 2 項、第21条第 2 項又は第 7 条第 2 項
第 2 号	第 2 章指定第 3 条第 2 項	第 4 条 6 項、第21条第 2 項又は第 7 条第 2 項
第 3 号	第 2 章指定第 4 条第 2 項	第16条第 2 項
第 4 号	第 2 章指定 第 5 条	
第 5 号	第 3 章管理等第 1 節届出 第 6 条	第 6 条第 3 項、第23条又は第30条
第 6 号	第 3 章管理等第 1 節届出 第 7 条	第 7 条第 1 項若しくは第 2 項、第23条又は第30条
第 7 号	第 3 章管理等第 1 節届出 第 8 条	第 7 条第 1 項、第23条又は第30条
第 8 号	第 3 章管理等第 1 節届出 第 9 条	第 7 条第 2 項、第23条又は第30条
第 9 号	第 3 章管理等第 1 節届出 第10条	第 8 条、第23条又は第30条
第10号	第 3 章管理等第 1 節届出 第11条	第12条第 1 項、第23条又は第30条
第11号	第 3 章管理等第 1 節届出 第13条	
	第 2 項	
第12号	第 3 章管理等第 1 節届出 第15条	第18条
第13号	第 3 章管理等第 1 節届出 第16条	第29条
第14号	第 3 章管理等第 2 節現状変更 第17条	第11条第 1 項
第15号	第 3 章管理等第 2 節現状変更 第19条	第11条第 1 項
	第 2 項	
第16号	第 3 章管理等第 2 節現状変更第21条	第23条
第17号	第 3 章管理等第 2 節現状変更第23条	第30条

※条例上様式の用紙サイズはB 5 判とあるが、現在はA 4 判を使用している。

第2号様式（有形文化財、有形民俗文化財の場合）

表

名称		割印	(記号番号)
指定書			
右を十日町市文化財保護条例に基づき十日町市指定有形文化財に指定する。			
十日町市教育委員会			
年 月 日			
⑩			

第1号様式

十日町市教育委員会	様	年 月 日
住所	氏名 (名称)	⑩
指 定 同 意 書	私の所有 (占有) する下記の文化財が十日町市指定有形文化財に指定されることに同意します。	
記		
1 種別、名称及び員数		
2 所在地		

(注) 市指定有形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物については、本書の「有形文化財」を「有形民俗文化財」「史跡」「名勝」「天然記念物」と書き換えて使用するものとする。

裏

所有者	所有者の住所	所有者	所有者の住所	所有者	所有者の住所	所有者	所有者の住所	所有者	所有者の住所	所有者	所有者の住所	
再交付又は	再交付年	再交付月	再交付日	再交付年	再交付月	再交付日	再交付年	再交付月	再交付日	再交付年	再交付月	再交付日
次の場合には、この指定書を届出書とともに十日町市教育委員会に提出して下さい。												
一 所有者が変更したとき。												
二 所有者の氏名 (名称) 又は住所が変更したとき。												
三 所在の場所を変更したとき。												

(注) 市指定有形民俗文化財の指定書については、「有形文化財」を「有形民俗文化財」と書き換えて使用するものとする。

第3号様式（無形文化財の場合）

表

割印		認定書
(記号番号)		
十日町市文化財保護条例第十六条第二項の規定により十日町市指定無形文化財の保持団体として認定します。		
年 月 日 十日町市教育委員会		
印		

裏

備考	再交付の年月日	交付の年月日	認定の要件
次の場合には、この認定書を届出書とともに十日町市教育委員会に提出してください。			
一 保持団体が名称、事務所の所在地又は代表者を変更したとき。			
二 保護団体が認定を解除されたとき。			

第4号様式

B5判

年 月 日	
十日町市教育委員会	殿
所有者	住所
氏名 (名称)	⑩
指 定 書 再 交 付 申 請 書	
下記により指定書の再交付を申請します。	
記	
1 文化財の名称及び員数	
2 指定書の記号番号	
3 指定年月日	
4 亡失等の生年月日	
5 亡失等の理由	
6 その他参考となる事項	

(注) 所有者欄は、市指定史跡名勝天然記念物については「所有者又は管理責任者」と、認定書の再交付の場合は「指定」を「認定」と書き換えて使用するものとする。

第 5 号様式

B 5 判

十日町市教育委員会		殿	年 月 日
所有者		住所	
氏名 (名称)			㊤
管理責任者選任 (変更、解任) 届			
1 文化財の名称及び員数			
2 指定書の記号番号			
3 指定年月日			
4 管理責任者の氏名 (名称) 住所及び略歴			
5 選任等の年月日			
6 選任等の理由			
7 その他参考となる事項			

- (注) 1 変更の場合は、4 欄に新旧管理責任者を併記すること。
2 解任の場合は、略歴を省略することができる。

第 6 号様式 (譲渡の場合)

B 5 判

十日町市教育委員会		殿	年 月 日
所有者		住所	
氏名 (名称)			㊤
十日町市指定有形文化財所有者変更届			
1 名称及び員数			
2 指定書の記号番号			
3 指定年月日			
4 現在の所在の場所			
5 譲渡予定者の氏名 (名称) 及び住所			
6 変更しようとする年月日			
7 変更しようとする場所			
8 変更しようとする理由			
9 有償譲渡の場合の譲渡予定額			
10 その他参考となる事項			

- (注) 市指定有形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物については、本書の「有形文化財」を「有形民俗文化財」、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」と書き換えて使用するものとする。

第6号様式（相続、遺贈の場合）

B 5 判

		年	月	日
十日町市教育委員会		殿		
所有者		住所		
氏名（名称）		㊦		
十日町市指定有形文化財所有者変更届				
1 名称及び員数				
2 指定書の記号番号				
3 指定年月日				
4 現在の所在の場所				
5 旧所有者の氏名（名称）及び住所				
6 所有者変更の理由				
7 その他参考となる事項				

（注）市指定有形民俗文化財、市指定史跡名称天然記念物については、本書の「有形文化財」を「有形民俗文化財」、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」と書き換えて使用するものとする。

第7号様式

B 5 判

		年	月	日
十日町市教育委員会		殿		
所有者（管理責任者）		住所		
氏名（名称）		㊦		
十日町市指定有形文化財所在場所変更届				
1 名称及び員数				
2 指定書の記号番号				
3 指定年月日				
4 所有者の氏名（名称）及び住所				
5 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所				
6 現在の所在の場所				
7 変更後の所在の場所				
8 変更しようとする年月日				
9 変更しようとする理由				
10 その他参考となる事項				

（注）市指定有形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物については、本書の「有形文化財」を「有形民俗文化財」、「史跡」、「名称」、「天然記念物」と書き換えて使用するものとする。

第 8 号様式

B 5 判

年	月	日
十日町市教育委員会	殿	
所有者（管理責任者）住所		
氏名（名称） ㊤		
十日町市指定有形文化財所有者氏名等変更届		
1	名称及び員数	
2	指定書の記号番号	
3	指定年月日	
4	現在の所在の場所	
5	変更前の氏名（名称）及び住所	
6	変更年月日	
7	その他参考となる事項	

(注) 市指定有形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物については、本書の「有形文化財」を「有形民俗文化財」、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」と書き換えて使用するものとする。

第 9 号様式

B 5 判

年	月	日
十日町市教育委員会	殿	
所有者（管理責任者）住所		
氏名（名称） ㊤		
十日町市指定有形文化財（滅失、き損、亡失、盗難）届		
1	名称及び員数	
2	指定書の記合番号	
3	指定年月日	
4	指定書記載の所在の場所	
5	所有者の氏名（名称）及び場所	
6	管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所	
7	滅失等の事実が生じた日時及び場所	
8	滅失等の事実を知った日時	
9	滅失等の事実が生じた当時の管理状況	
10	滅失等の事実が生じた原因	
11	滅失等の事実が生じた後とられた措置及び現況	
12	その他参考となる事項	

(注) 上記の場合には、写真、見取図又はき損の状態を示す書類を添付すること。

第10号様式

B 5 判

十日町市教育委員会	殿	年 月 日
所有者（管理責任者）住所	氏名（名称）	㊟
十日町市指定有形文化財修理届		
1 名称及び員数		
2 指定書の記号番号		
3 指定年月日		
4 指定書記載の所在の場所		
5 所有者の氏名（名称）及び住所		
6 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所		
7 修理を必要とする理由		
8 修理内容及び方法		
9 修理のための所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理完了後復すべき所在の場所及びその時期		
10 修理の着手及び完了の予定時間		
11 修理施行者の氏名（名称）及び住所		
12 修理に要する経費		
13 その他参考となる事項		

(注) 市指定有形民俗文化財については、本書の「有形文化財」を「有形民俗文化財」と書き換えて使用するものとする。

第11号様式

B 5 判

十日町市教育委員会	殿	年 月 日
所有者（管理責任者）住所	氏名（名称）	㊟
十日町市指定有形文化財修理完了報告書		
下記のとおり修理が完了したので報告します。		
記		
1 種別、名称及び員数		
2 指定書の記号番号		
3 指定年月日		
4 所有者の氏名（名称）及び住所		
5 管理責任者がある場合は、その氏名（名称）及び住所		
6 修理の内容		
7 施行者の氏名及び住所		
8 施行実施期間		
9 修理に要した経費		
10 その他参考となるべき事項		

(注) 市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物については、本書の「有形文化財」を「有形民俗文化財」又は「史跡」「名勝」「天然記念物」と書き換えて使用するものとする。

第12号様式 (氏名変更等の場合)

B 5 判

年 月 日	
十日町市教育委員会	殿
保持者等住所 (所在地)	
氏名 (名称)	㊞
十日町市指定無形文化財保持者等氏名変更等届	
1 名称	
2 認定書の記号番号	
3 認定年月日	
4 変更前の氏名 (芸名、雅号、名称) 又は住所 (所在地)	
5 変更後の氏名 (芸名、雅号、名称) 又は住所 (所在地)	
6 変更した年月日	
7 その他参考となる事項	

第12号様式 (死亡、解散の場合)

B 5 判

年 月 日	
十日町市教育委員会	殿
相 続 人 住所	
(代表者であった者) 氏名 (名称)	㊞
十日町市指定無形文化財保持者死亡 (解散) 届	
1 名 称	
2 認定書の記号番号	
3 認定年月日	
4 保持者の氏名 (名称) 及び住所	
5 死亡 (解散) 年月日	
6 その他参考となる事項	

第12号様式 (故障の場合)

B 5 判

年	月	日
十日町市教育委員会 殿		
保持者	住所	
氏名 (名称) ㊦		
十日町市指定無形文化財保持者故障届		
1 名称		
2 認定書の記号番号		
3 認定年月日		
4 心身の故障を生じた年月日		
5 心身の故障の状況		
6 その他参考となる事項		

第13号様式

B 5 判

年	月	日		
十日町市教育委員会 殿				
所有者(管理責任者)	住所			
氏名 (名称) ㊦				
十日町市指定史跡 (名勝、天然記念物) 所在等異動届				
1 名 称				
2 指定書の記号番号				
3 指定年月日				
4 異動の状況				
区 分	異 動	前	異 動	後
所 在 地 名				
地 番				
地 目				
地 積				
5 異動の理由				

(注) 上記の場合には、土地台帳の謄本及び土地更生図を添付すること。

第14号様式

B 5 判

年	月	日
十日町市教育委員会	殿	
住所 氏名 (名称) ㊟		
十日町市指定有形文化財現状変更等許可申請書		
下記のとおり現状変更等したいので申請します。		
記		
1	名称及び員数	
2	指定書の記号番号	
3	指定年月日	
4	指定書記載の所在の場所	
5	所有者の氏名 (名称) 及び住所	
6	管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所	
7	現状変更を必要とする理由	
8	現状変更等の内容及び実施の方法	
9	現状変更等のため所在の場所を変更するとき、変更後の所在の場所	
10	現状変更等の着手及び完了の予定時期	
11	現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名 (名称) 及び住所	
12	現状変更等に要する経費	
13	その他参考となる事項	

第15号様式

B 5 判

年	月	日
十日町市教育委員会	殿	
住所 氏名 (名称) ㊟		
十日町市指定有形文化財現状変更等完了報告書		
下記のとおり現状変更等が完了したので報告します。		
記		
1	種別、名称及び員数	
2	指定書の記号番号	
3	指定年月日	
4	所有者の氏名 (名称) 及び住所	
5	管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所	
6	現状変更等の内容	
7	施行者の氏名及び住所	
8	施行実施期間	
9	現状変更等に要した経費	
10	その他参考となるべき事項	

(注) 市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物については、本書の「有形文化財」を「有形民俗文化財」又は「史跡」「名称」「天然記念物」と書き換えて使用するものとする。

十日町市教育委員会		殿	年	月	日
住所		氏名 (名称)	㊞		
十日町市指定有形民俗文化財現状変更等届					
1 名称及び員数					
2 指定書の記号番号					
3 指定年月日					
4 指定書記載の所在の場所					
5 所有者の氏名 (名称) 及び住所					
6 管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所					
7 現状変更等をする理由					
8 現状変更等の内容及び実施の方法					
9 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所					
10 現状変更等の着手及び完了の予定時期					
11 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名 (名称) 及び住所					
12 その他参考となる事項					

十日町市教育委員会		殿	年	月	日
住所		氏名 (名称)	㊞		
十日町市指定史跡 (名勝、天然記念物) 現状変更等許可申請書					
下記のとおり現状変更等したいので申請します。					
記					
1 名称及び員数					
2 指定書の記号番号					
3 指定年月日					
4 指定書記載の所在の場所					
5 所有者の氏名 (名称) 及び住所					
6 権原に基づく占有者の氏名 (名称) 及び住所					
7 管理責任者がある場合は、その氏名 (名称) 及び住所					
8 現状変更等をする理由					
9 現状変更等の内容及び実施の方法					
10 現状変更等により生じる物件の滅失、き損影響に関する事項					
11 現状変更等の着手及び完了の予定時期					
12 現状変更等に係る地域の地名の地番					
13 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名 (名称) 及び住所					
14 その他参考となる事項					

あ と が き

『文化財課年報』の第2号をお届けします。

昨年平成9年は、昭和47年に十日町市文化財保護条例が施行されてから25年目にあたりました。

文化財課では博物館との共催事業として、春に「十日町の文化財展」を企画し、指定文化財を広く公開しました。また、文化財関係者や所有・管理者との会議を開き意見交換を行なうなどの、文化財関連の事業も開催しました。年報の第2号は、この文化財保護条例施行25周年記念の特集号です。

竹内道雄先生からは、巻頭をかざる格調高い玉稿を頂戴しました。また、西川新次先生からは、以前市内の佛像を調査していただいた折の報告書に加筆していただき、掲載を許可していただきました。さらに、須藤重夫先生からは、昨年文化財資料として入手した俳諧句集「越の花」を紹介していただきました。先生方には、ご多忙中にも拘らず快く執筆をお引き受けいただき、編集担当者としてこれに勝る喜びはありません。

今回も年報編集にあたり、出来るだけ多くの職員に原稿を依頼したり、会議を開いたりして直接間接に関わってもらうことを心がけました。年報は自分たちの活動の証であり、歴史であるとともに、その刊行は、仕事として文化財保護に携わる者の使命であり、義務でもあると考えるからです。

年とともに予算も厳しくなる一方で、年報発刊の継続も難しい局面に立たされています。続刊に向けてできる限りの努力を続けたいと思います。

(竹内)

【平成9年度文化財課・博物館職員】

() は兼務	
(文化財課長・文化財第1係長)博物館長	風間 栄光
(文化財第1係主査)博物館主査	高橋 アキ
(文化財課第1係主任)博物館主任	庭山 敏子
(同主任・文化財主事)同主任・学芸員	竹内 俊道
文化財課第1係主任(博物館主任)	角山 誠一
同主任・文化財主事(同主任・学芸員)	石原 正敏
文化財第1係主事(博物館主事)	太田 喜重
文化財第2係長・文化財主事	阿部 恭平
文化財第2係主事・文化財主事	菅沼 亘
博物館副館長－市史編さん担当－	丸山 克巳
博物館主任－市史編さん担当－	佐野 芳隆
博物館嘱託・調査研究員	中澤 幸男
博物館臨時職員	山口真佐子
博物館臨時職員－市史編さん担当－(4月～12月)	
	二瓶 和子
博物館臨時職員－市史編さん担当－	馬場 一枝
文化財課第1係臨時職員	山田 敏枝
文化財課第1係臨時職員	上野 洋子
文化財課第2係臨時職員	浜田 結花
文化財課第2係臨時職員	保坂香代子
文化財課第1係調査補助員	佐藤美千代
文化財課第1係調査補助員	吉楽 勝弥
文化財課第2係整理補助員	山田 郁子
文化財課第2係整理補助員	根沢美千代
文化財課第2係整理補助員	大谷 幸子
文化財課第2係整理補助員	樋口 美保
文化財課第2係整理補助員	馬場奈穂子

十日町市教育委員会 文化財課年報 2

発行日／平成10年(1998)3月31日

編集・発行／十日町市教育委員会

文化財課

〒948-0072 新潟県十日町市西本町1丁目

十日町市博物館内

十日町市教育委員会文化財課

TEL (0257) 57-5531

FAX (0257) 57-6998

印刷／(株)滝沢印刷所